

令和3年度 第1回 砺波地域障害者自立支援協議会

報告事項・協議事項・その他事項資料

目次

1	協議会委員・運営会議委員・部会員名簿	1 頁
2	協議会設置要綱及び専門部会等設置要綱の一部改正に係る書面協議結果	4 頁
3	令和3年度協議会ネットワーク体制	15 頁
4	令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画	
	(1) 協議会の活動状況	16 頁
	(2) 障害児部会	17 頁
	(3) 就労支援部会	20 頁
	(4) 地域生活支援部会	22 頁
	(5) 相談支援ワーキング	24 頁
5	基幹相談支援センター令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画	26 頁
6	協議会設置要綱改正案及び新旧対照表	40 頁
7	第6期障害福祉計画（概要版）	44 頁
8	令和3年度障害者就労施設等からの物品等調達方針及び令和2年度実績	56 頁

令和3年度 砺波地域障害者自立支援協議会委員

(任期：R3.4.1～R5.3.31)

職 種	氏 名	所 属	役 職	郵便番号	住 所	電話番号
学識経験者	鷹 西 恒	富山福祉短期大学	教 授	939-0341	射水市三ヶ579	0766-55-5567
企業関係者	小 竹 智 雄	株式会社ヨシケイライフスタイル	常務取締役	939-1335	砺波市太田1889-10	0763-33-2678
	村 美 香	小矢部市商工会	事務局長	932-0048	小矢部市八和町5-15	0766-67-0756
	石 村 真由美	南砺市商工会	福光事務所長	939-1635	南砺市福光7336-4	0763-52-2038
保健・医療関係	松 倉 知 晴	富山県砺波厚生センター	所 長	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-3511
	田 中 晴 美	市立砺波総合病院	地域医療連携室長	939-1343	砺波市新富町1-61	0763-32-3320
	池 田 真由美	国立病院機構北陸病院	第1神経科医長	939-1851	南砺市信末5963	0763-62-1340
教育・雇用関係	目 澤 浩 美	富山県立となみ総合支援学校	校 長	939-1723	南砺市利波河1335-5	0763-52-4520
	吉 田 宗 夫	ハローワーク砺波	所 長	939-1363	砺波市太郎丸1-2-5	0763-32-2914
福祉関係団体	中 山 繁 貴	南砺市社会福祉協議会	会 長	939-1874	南砺市蛇喰1009	0763-64-2940
民生委員	小 森 兼 重	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	939-1431	砺波市頼成530	0763-37-1608
障害者関係団体	嶋 田 幸 恵	小矢部市身体障害者協会	名誉会長	932-0836	小矢部市埴生435-8	0766-68-1402
	辻 信 明	手をつなぐ育成会となみ地域連合会	会 長	932-0053	小矢部市石動町9-30	0766-68-3822
障害福祉サービス事業者	宮 西 聡	社会福祉法人湊明会	本部室長	932-0053	小矢部市石動町18-1	0766-50-8130
	豊 川 覚	マーシ園 八乙女	施設長	932-0242	南砺市谷142	0763-82-0490
	米 永 敏	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	事務長	932-0833	小矢部市綾子5598	0766-68-3822
指定相談支援事業者	土 山 美由紀	障がい者サポートセンターきらり	エリアマネージャー	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-1552
	山 本 真由美	地域活動支援センターとなみ野	管理者	939-1379	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540
	山 田 博 章	地域活動支援センターひまわり	施設長	932-0836	小矢部市埴生1476	0766-67-7340
	松 岡 和 子	わくわく小矢部相談支援事業所	管理者	932-0044	小矢部市新富町4-1	0766-67-5360
	中 盛 京 子	相談支援センターあい	所 長	939-1531	南砺市院林82-1	0763-22-3535
会長が必要と認める者	吉 田 孝 則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-6252

事務局	藤 森 俊 行	砺波市福祉市民部 社会福祉課	課長
	黒 田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係長
	今 井 保 晴	小矢部市民生部 社会福祉課	課長
	脊 戸 栄	小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐
	島 崎 博 美	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課長
	上 野 真 希	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課長補佐

令和3年度 砺波地域障害者自立支援協議会運営会議委員

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号	摘要
土肥 裕美子	富山県砺波厚生センター	保健予防課長	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-3512	
大戸 登世乃	富山県砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長	932-0833	小矢部市綾子260-1	0766-67-1070	
藤森 俊行	砺波市福祉市民部 社会福祉課	課長	939-1398	砺波市栄町7-3	0763-33-1111	
黒田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係長	939-1398	砺波市栄町7-3	0763-33-1111	
今井 保晴	小矢部市民生部 社会福祉課	課長	932-0821	小矢部市鷺島15	0766-67-8601	
脊戸 栄	小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐	932-0821	小矢部市鷺島15	0766-67-8601	
島崎 博美	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課長	932-0293	南砺市北川1166-1	0763-23-2009	
上野 真希	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課長補佐	932-0293	南砺市北川1166-1	0763-23-2009	
吉田 孝則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-6252	
渡辺 倫子	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	保健師	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-6252	庶務
宮崎 弘美	大空と大地のぼびー村	所長	939-1406	砺波市宮森461	0763-37-2280	障害児部会長
長谷川 京子	手をつなぐとなみ野南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	チーフマネージャー	939-1531	南砺市院林82-1	0763-22-6870	就労支援部会長
小山 雄次	多機能型事業所溪明園めるへん	サービス管理責任者	932-0053	小矢部市石動町18-9	0766-67-6521	地域生活支援部会長
吉江 知奈美	障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	就労支援部会庶務
中林 寿聞	地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	939-1379	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	地域生活支援部会庶務
野原 佐知子	地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	932-0836	小矢部市埴生1476	0766-67-7340	当事者委員会庶務
今多 裕子	わくわく小矢部相談支援事業所	相談支援専門員	932-0044	小矢部市新富町4-1	0766-67-5360	障害児部会庶務
森 有里子	相談支援センターあい	相談支援専門員	939-1531	南砺市院林82-1	0763-22-3535	当事者委員会庶務

令和3年度 砺波地域障害者自立支援協議会専門部会員

【障害児部会】

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号	摘要
宮崎 弘美	大空と大地のぼびー村	所長	939-1406	砺波市宮森461	0763-37-2280	部会長
廣川 慎一郎	南砺・地域医療支援学講座	客員教授	930-0194	富山市杉谷2630	076-415-8868	
松田 千穂	富山県砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-3512	
定村 富子	富山県立となみ総合支援学校	特別支援教育 コーディネーター	939-1723	南砺市利波河1335-5	0763-52-4520	
寺井 美紀	富山県立となみ東支援学校	特別支援教育 コーディネーター	939-1436	砺波市福山1149	0763-37-1553	
山田 秋絵	富山県立砺波学園	保育士	939-1436	砺波市福山1164	0763-37-0157	
吉川 美由紀	わらび学園	保育士	939-1561	南砺市福野87-8	0763-22-6055	
宮原 優太	砺波市福祉市民部健康センター	保健師	939-1395	砺波市新富町1-61	0763-32-7062	
山下 康代	南砺市地域包括医療ケア部健康課保健センター	保健師	939-1724	南砺市梅野2007-5	0763-33-1590	
石崎 真由子	砺波市教育委員会こども課	社会福祉士	939-1398	砺波市栄町7-3	0763-33-1590	
車谷 万里子	小矢部市民生部こども課	主事	932-0821	小矢部市鷺島15	0766-67-8603	
宮内 聡子	南砺市教育委員会こども課	保健師	939-1692	南砺市荒木1550	0763-23-2010	
堺 亜希子	南砺市訪問看護ステーション サテライト	看護師	932-0211	南砺市梅野2007-5	0763-52-9595	
今多 裕子	わくわく小矢部相談支援事業所	相談支援専門員	932-0044	小矢部市新富町4-1	0766-67-5360	庶務

【就労支援部会】

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号	摘要
長谷川 京子	手をつなぐとなみ野南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	チーフマネージャー	939-1531	南砺市院林82-1	0763-22-6870	部会長
市山 由佳子	ハローワーク砺波	就職促進指導官	939-1363	砺波市太郎丸1-2-5	0763-32-2914	
武島 香織	砺波障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	
坂田 智子	富山県立となみ総合支援学校	進路指導主事	939-1723	南砺市利波河1335-5	0763-52-4520	
川原 洋平	ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	939-1375	砺波市中央町10-5	0763-33-5044	
高崎 美由紀	なんと共同作業所	主幹生活支援員	939-1507	南砺市二日町1331-45	0763-55-6362	
小幡 裕幸	障害福祉サービス事業所 トライ工房	目標工賃達成指導員	932-0836	小矢部市埴生1476	0766-67-5225	
高橋 宏暢	砺波市福祉市民部社会福祉課	主任	939-1398	砺波市栄町7-3	0763-33-1111	
吉江 知奈美	障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	939-1386	砺波市幸町1-7	0763-33-1552	庶務

【地域生活支援部会】

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号	摘要
小山 雄次	多機能型事業所溪明園めるへん	サービス管理責任者	932-0053	小矢部市石動町18-9	0766-67-6521	部会長
市野 由香	富山県砺波厚生センター保健予防課地域保健班	保健師	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-3512	
長谷川 悟	富山県立砺波学園	副主幹	939-1436	砺波市福山1164	0763-37-0157	
善端 恭子	国立病院機構北陸病院	医療社会事業専門員	939-1893	南砺市信末5963	0763-62-1340	
藤井 殊実	宿泊型自立訓練事業所 あすみる	サービス管理責任者	939-1315	砺波市太田567-2	0763-34-5677	
高井 有希	たびだちの会グループホーム	サービス管理責任者	939-1375	砺波市中央町10-5	0763-33-5044	
任田 和美	共生型デイサービス ピーすあけぼの	サービス管理責任者	932-0833	小矢部市綾子5596	0766-30-5858	
中村 浩之	多機能型事業所花椿かがやき	サービス管理責任者	939-1533	南砺市八塚580-1	0763-22-2252	
浅村 光晴	マーシ園 ハ乙女	副主幹生活支援員	932-0242	南砺市谷142	0763-82-0490	
竹内 淑子	小矢部市民生部社会福祉課	主査	932-0821	小矢部市鷺島15	0766-67-8601	
中林 寿聞	地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	939-1379	砺波市出町中央13-1	0763-23-6540	庶務

【厚生センター】

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号
土肥 裕美子	砺波厚生センター	保健予防課長	939-1506	南砺市高儀147	0763-22-3511
大戸 登世乃	砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長	932-0833	小矢部市綾子5532	0766-67-1070

【市担当者】

氏名	所属	役職	郵便番号	住所	電話番号
黒田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係長	939-1398	砺波市栄町7-3	0763-33-1111
脊戸 栄	小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐	932-0821	小矢部市鷺島15	0766-67-8601
上野 真希	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課長補佐	932-0293	南砺市北川166-1	0763-23-2009

令和2年3月砺波地域障害者自立支援協議会の文書による協議結果について

砺波地域障害者自立支援協議会

令和3年3月30日付けの書面により協議いただいた結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 提出者 25名中25名

2 協議結果

(1) 砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱の一部改正について

賛成 25 反対 0

(2) 砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱の一部改正について

賛成 25 反対 0

(3) 自立支援協議会の活動等の意見について

- ① 第6期市障害福祉計画にある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の協議の場を「運営会議」に設置すると了承されているので、要綱及び組織図等に明記をお願いします。
- ② 全体会が年1回の開催となることから、情報共有の場を設定していただく場面が求められる。
- ③ 緊急時の受け入れ・対応など地域生活支援拠点等の促進を望む。

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱改正（新旧対象表）

改正後	現 行
<p>(設 置)</p> <p>第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。</p> <p>(2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。</p> <p>(3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。</p> <p>(4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。</p> <p>(5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。</p> <p>(6) 障害者の権利擁護に関すること。</p> <p>(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。</p> <p>(8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。</p> <p>(9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。</p> <p>(委 員)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。</p> <p>(1) 障害福祉に関する相談支援事業者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者</p> <p>(3) 保健・医療関係者</p> <p>(4) 教育・雇用関係機関に所属する者</p> <p>(5) 企業関係者</p> <p>(6) 障害者関係団体</p> <p>(7) 学識経験者</p> <p>(8) 障害者基幹相談支援センター</p> <p>(9) 前各号に掲示する者のほか、会長が必要と認める者</p> <p>(任 期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(運営会議)</p> <p>第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域課題とその対応に関すること。</p> <p>(2) 専門部会等の調整に関すること。</p> <p>(3) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。</p> <p>3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。</p> <p>(専門部会等)</p> <p>第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。</p> <p>3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。</p> <p>4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。</p> <p>5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第9条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当の理由なく、協議会へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。</p>	<p>(設 置)</p> <p>第1条 砺波地域（砺波市、小矢部市及び南砺市）における障害福祉のシステムづくりについて協議するため、</p> <p>_____ 砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の_____事項について協議を行うものとする。</p> <p>(1) 相談支援事業の運営評価_____に関すること。</p> <p>(2) _____困難事例への対応のあり方に関すること。</p> <p>(3) 地域の関係機関による_____ネットワーク_____構築に関すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。</p> <p>_____</p> <p>(5) その他_____協議会が必要と認めた事項に関すること。</p> <p>(委 員)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。</p> <p>(1) 障害福祉に関する相談支援事業者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者</p> <p>(3) 保健・医療関係者</p> <p>(4) 教育・雇用関係機関に所属する者</p> <p>(5) 企業関係者</p> <p>(6) 障害者関係団体</p> <p>(7) 学識経験者</p> <p>(8) 市担当課</p> <p>(9) 前各号に掲示する者のほか、会長が必要と認める者</p> <p>(任 期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 協議会の円滑な運営のため、幹事会を置く。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 幹事会は、関係市担当課長_____、管轄厚生センター担当課長、指定相談支援事業者_____及び第8条に規定する専門部会_____の部会長_____より選任する。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会_____を置くことができる。</p> <p>2 専門部会_____は、会長の指名する委員_____をもって組織する。</p> <p>3 専門部会_____に部会長_____を置き、当該_____に属する委員_____の互選によってこれを定める。</p> <p>4 専門部会_____は、部会長_____が招集し、その議長となる。</p> <p>5 専門部会_____は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。</p> <p>(委員会等)</p> <p>第9条 会長が必要と認めるときは、協議会に委員会、その他の組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 委員会等の組織、任務及び運営方法は、会長が定める。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第10条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当の理由なく、協議会へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。</p>

改正後	現 行
<p>(庶 務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、<u>砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センター</u>において処理する。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第11条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成28年12月22日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年5月30日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年4月9日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(庶 務)</p> <p>第11条 協議会の庶務は、<u>関係市</u> 及び<u>関係市</u> が委託する相談支援事業者 _____ _____において処理する。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第12条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成28年12月22日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年5月30日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 障害者基幹相談支援センター
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域課題とその対応に関すること。
 - (2) 専門部会等の調整に関すること。
 - (3) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。
- 3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。
- 4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱改正（新旧対照表）

改正後	現 行
(設置目的)	(設置目的)
<p>第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「<u>砺波地域</u>」という。）は、<u>砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱</u>（以下「<u>設置要綱</u>」という。）第8条の規定に基づき、<u>専門部会、委員会、連絡会</u>（以下「<u>専門部会等</u>」という。）を次条に掲げるとおり<u>砺波地域障害者自立支援協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）に置く。</p>	<p>第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「<u>3市</u>」という。）は、<u>砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱</u> _____ 第8条の規定に基づき、<u>次条に掲げる専門部会を</u> _____ <u>砺波地域障害者自立支援協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）に置く。</p>
(専門部会等の所掌事項)	(設置する専門部会及び所掌事項)
<p>第2条 <u>専門部会等</u>は、次に掲げる事項を所掌する。</p>	<p>第2条 設置する<u>専門部会</u>及び<u>所掌</u>事項は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) <u>地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する</u>こと。 <u>課題解決のための調査研究に関する</u>こと。 (3) <u>地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する</u>こと。 <u>地域課題の対応策の検討に関する</u>こと。</p>	<p>(1) <u>障害児部会</u> <u>障害児等に係る</u> _____ <u>課題の共有及び解決</u> _____ <u>に</u> <u>関する</u>こと。 イ <u>障害児等の支援の連携に関する</u>こと。 ウ <u>医療的ケア児</u> _____ <u>の</u> _____ <u>協議の場に関する</u>こと。 _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(設置する専門部会等及び審議する事項)</p>	<p>(設置する専門部会及び所掌事項)</p>
<p>第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 設置する専門部会及び所掌事項は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) <u>障害児部会</u> <u>障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する</u>こと。 イ <u>障害児等の支援の連携に関する</u>こと。 ウ <u>医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する</u>こと。 <u>障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する</u>こと。 <u>その他</u> _____ <u>砺波地域及び協議会が必要</u> _____ <u>と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(1) <u>障害児部会</u> <u>障害児等に係る</u> _____ <u>課題の共有及び解決</u> _____ <u>に</u> <u>関する</u>こと。 イ <u>障害児等の支援の連携に関する</u>こと。 ウ <u>医療的ケア児</u> _____ <u>の</u> _____ <u>協議の場に関する</u>こと。 _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(2) <u>就労支援部会</u> <u>障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する</u>こと。 イ <u>障害者等の就労の支援の連携に関する</u>こと。 ウ <u>障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関する</u>こと。 <u>その他</u> _____ <u>砺波地域及び協議会が必要</u> _____ <u>と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(2) <u>就労支援部会</u> <u>障害者等の就労に係る</u> _____ <u>課題の共有及び解決</u> _____ <u>に</u> <u>関する</u>こと。 イ <u>障害者等の就労の支援の連携に関する</u>こと。 _____ <u>前2号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(3) <u>地域生活支援部会</u> <u>障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する</u>こと。 イ <u>障害者等の地域生活の支援の連携に関する</u>こと。 <u>障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関する</u>こと。 <u>その他</u> _____ <u>砺波地域及び協議会が必要</u> _____ <u>と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(3) <u>地域生活支援部会</u> <u>障害者等に係る地域生活課題の</u> _____ <u>解決</u> _____ <u>に</u> <u>関する</u>こと。 イ <u>地域生活支援ネットワークの整備に関する</u>こと。 _____ <u>前2号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(4) <u>相談支援事業所連絡会</u> <u>相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関する</u>こと。 イ <u>地域課題解決のための調査研究及び対応策に関する</u>こと。 <u>困難事例の検討に関する</u>こと。 <u>相談支援専門員の資質向上に関する</u>こと。 <u>その他</u> _____ <u>砺波地域及び協議会が必要</u> _____ <u>と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(4) <u>相談支援ワーキング</u> <u>当事者委員会に関する</u>こと _____ <u>権利擁護・虐待防止委員会に関する</u>こと <u>地域移行支援に関する</u>こと _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(5) <u>サービス事業所連絡会</u> <u>障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関する</u>こと。 イ <u>現場職員等の資質向上に関する</u>こと。 <u>その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(5) <u>サービス事業所連絡会</u> <u>障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関する</u>こと。 イ <u>現場職員等の資質向上に関する</u>こと。 <u>その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する</u>こと。</p>
<p>(6) <u>当事者委員会</u> <u>砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関する</u>こと。 イ <u>当事者の意見等を発表する場に関する</u>こと。 <u>その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(6) <u>当事者委員会</u> <u>当事者の意見を発表する場に関する</u>こと。 _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(7) <u>権利擁護・虐待防止委員会</u> <u>砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関する</u>こと。 イ <u>砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関する</u>こと。 <u>その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(7) <u>権利擁護・虐待防止委員会</u> <u>権利擁護・虐待防止委員会に関する</u>こと <u>地域移行支援に関する</u>こと _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
<p>(8) <u>障害者差別解消支援委員会</u> <u>障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関する</u>こと。 イ <u>当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関する</u>こと。 <u>その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する</u>こと。</p>	<p>(8) <u>障害者差別解消支援委員会</u> <u>障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関する</u>こと。 イ <u>当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関する</u>こと。 _____ <u>前3号に掲げるもののほか、3市</u> _____ <u>及び協議会が必要であると認める事項</u> _____</p>
(専門部会等の委員)	(専門部会等の委員)
<p>第4条 <u>専門部会等</u>に属すべき委員（以下「<u>部会員等</u>」という。）は、<u>協議会</u>の _____ <u>会長</u>が任命する。 (部会員等の任期)</p>	<p>第3条 <u>専門部会</u>に属すべき部会員（以下「<u>部会員</u>」という。）は、<u>自立支援協議会</u> _____ <u>会長</u>が任命する。 (部会員等の任期)</p>
<p>第5条 <u>部会員等</u>の任期は、当該部会員等の指名の日から _____ 設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。 2 <u>部会員等</u>が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会長等及び副部会長等)</p>	<p>第4条 <u>部会員</u>の任期は、当該部会員の指名の日から <u>砺波地域障害者自立支援協議会</u> _____ 設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。 2 <u>部会員</u>が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会長及び副部会長)</p>
<p>第6条 <u>専門部会等</u>に部会長、委員長（以下「<u>部会長等</u>」という。）及び副部会長、副委員長（以下「<u>副部会長等</u>」という。）を置く。 2 <u>部会長等</u>及び<u>副部会長等</u>は、次項で規定する方法により、<u>部会員等</u> _____ のうちから選出</p>	<p>第5条 <u>専門部会</u>に部会長 _____ 及び副部会長 _____ _____ を置く。 2 <u>部会長</u> _____ 及び<u>副部会長</u> _____ は、次項で規定する方法により、<u>協議会の委員のうちから</u> _____ 選出</p>

改正後	現 行
<p>することを基本とする。</p> <p>3 部長等は、部会員等の互選によりこれを定める。</p> <p>4 副部長等は、部会委員等のうちから部長等が指名する。</p> <p>5 部長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副部長等は、部長等を補佐し、部長等に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(専門部会等会議)</p> <p>第7条 専門部会等の会議は、部長等が召集し、その議長となる。</p> <p>2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。</p> <p>3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。</p> <p>附 則 (令和2年6月30日) (施行期日) この要綱は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年4月9日) (施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>することを基本とする。</p> <p>3 部長は、部会員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 副部長は、部会員のうちから部長が指名する。</p> <p>5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会会議)</p> <p>第6条 部会会議は、部長が召集する。</p> <p>2 部会は、必要があると認めるときは、部会会議に関係者を出席させることができる。</p> <p>3 部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 部会の庶務は、部会内でそれぞれ処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、部会等の運営に関し必要な事項は、部会等で協議の上定める。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和2年7月1日から施行する。</p>

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱

(設置目的)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「砺波地域」という。）は、砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を次条に掲げるとおり砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(専門部会等の所掌事項)

第2条 専門部会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- (2) 課題解決のための調査研究に関する事。
- (3) 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- (4) 地域課題の対応策の検討に関する事。

(設置する専門部会等及び審議する事項)

第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 障害児部会

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(2) 就労支援部会

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(3) 地域生活支援部会

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(4) 相談支援事業所連絡会

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関する事。

- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関すること。
 - ウ 困難事例の検討に関すること。
 - エ 相談支援専門員の資質向上に関すること。
 - オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (5) サービス事業所連絡会
- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関すること。
 - イ 現場職員等の資質向上に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (6) 当事者委員会
- ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。
 - イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (7) 権利擁護・虐待防止委員会
- ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。
 - イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (8) 障害者差別解消支援委員会
- ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。
 - イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(専門部会等の委員)

第4条 専門部会等に属すべき委員（以下「部会員等」という。）は、協議会の会長が任命する。

（部会員等の任期）

第5条 部会員等の任期は、当該部会員等の指名の日から設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員等が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等及び副部会長等）

第6条 専門部会等に部会長、委員長（以下「部会長等」という。）及び副部会長、副委員長（以下「副部会長等」という。）を置く。

2 部会長等及び副部会長等は、次項で規定する方法により、部会員等のうちから選出することを基本とする。

3 部会長等は、部会員等の互選によりこれを定める。

4 副部会長等は、部会委員等のうちから部会長等が指名する。

- 5 部会長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長等は、部会長等を補佐し、部会長等に事故があるとき又は部会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等会議)

第7条 専門部会等の会議は、部会長等が招集し、その議長となる。

- 2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。
- 3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。

附 則 (令和2年6月30日)

(施行期日)

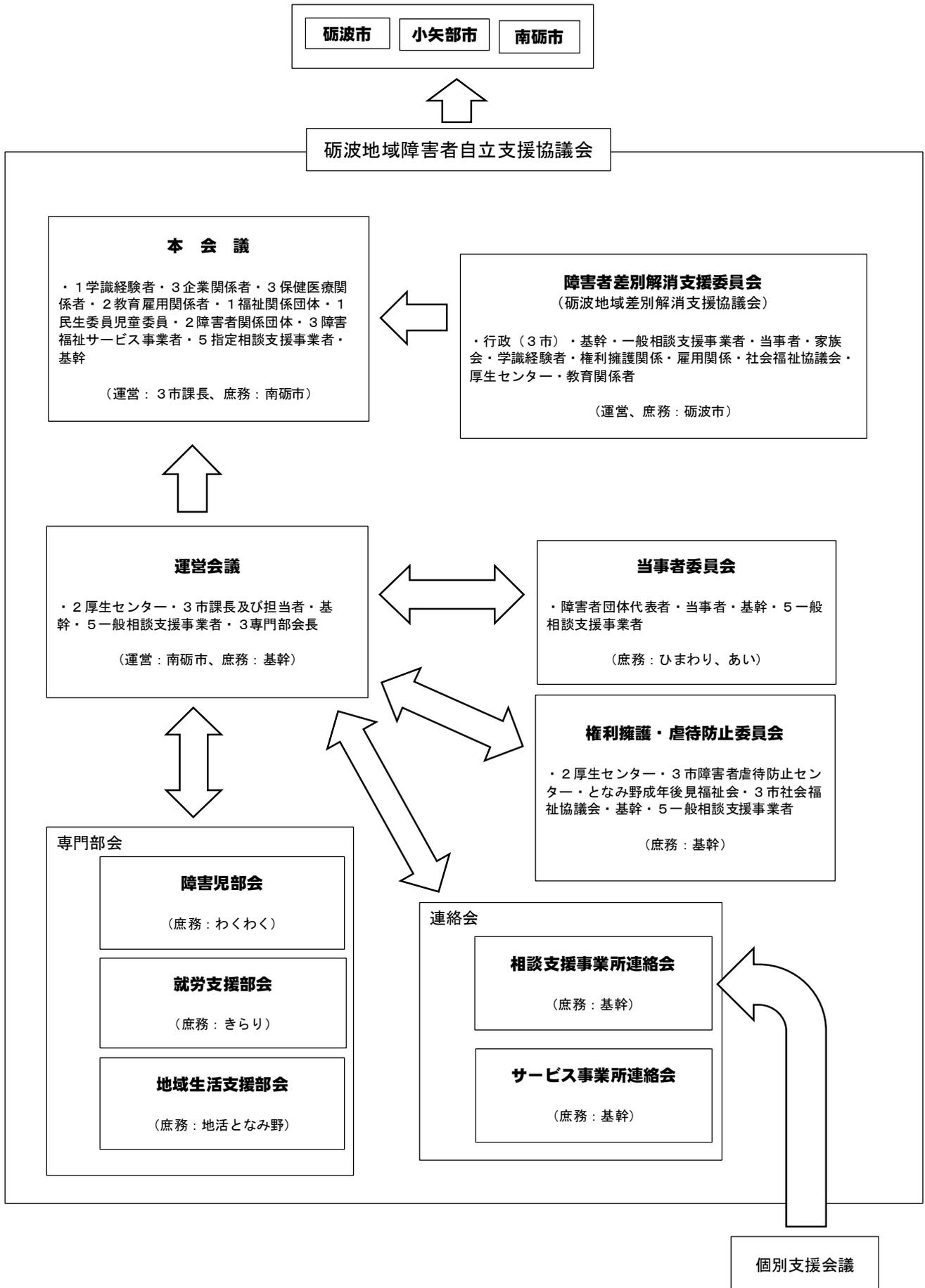
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制



令和2年度 砺波地域障害者自立支援協議会の活動状況

名称	砺波地域障害者自立支援協議会	
構成市町村	砺波市、小矢部市、南砺市	
会長	垣内 孝子 (所属：富山県砺波厚生センター所長)	
事務局	小矢部市民生部社会福祉課 ・ わくわく小矢部相談支援事業所	
開催頻度	全体会	年2回開催 第1回 6月書面表決(提出者25名中22人) 第2回 11月25日 (40名参加)
	定例支援会議	年7回開催 実人数15名(延べ人数127名)
	専門部会等	【障害児部会】3回開催 実人数14名(延べ人数40名) 【就労支援部会】8回開催 実人数12名(延べ人数79名) 【地域生活支援部会】9回開催 実人数11名(延べ人数89名) 【相談支援ワーキング】 ・事務局会議 2回開催 実人数10名(延べ人数16名) ・当事者委員会 新型コロナウイルス感染症予防より中止 ・権利擁護・虐待防止委員会 新型コロナウイルス感染症予防より中止 【障害者差別解消支援委員会】新型コロナウイルス感染症予防より中止
協議内容	全体会	○各専門部会活動報告と今後の取り組みの確認 ○協議会設置要綱の一部改正、専門部会設置要綱の制定について書面表決 ○障害者差別解消支援委員会(令和元年度)報告 ○地域生活支援拠点等の整備について説明 ○「砺波圏域障害者基幹相談支援センター(以下基幹センター)」の状況について説明 ○障害者就労施設等からの物品調達について、他
	定例支援会議	○各専門部会活動報告 ○事業についての要望検討 ○情報交換
	専門部会等	○障害児部会 ・各市及び砺波圏域の相談機関一覧表の更新・配布 ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修への参加 ・長期療養児支援者研修会への参加 ・情報交換 ○就労支援部会 ・ダイレクトB利用の際の就労アセスメント検討会への参加 ・就労継続支援A型事業所との情報交換会を開催 ・情報交換 ○地域生活支援部会 ・障害福祉サービス事業者一覧の更新(年1回) ・入居施設等空き状況一覧表の更新(月1回) ・地域生活支援で欠かせないグループホームについて課題等を検証 ・ピアフレンズによる講演会を実施 ・情報交換 ○相談支援ワーキング ・勉強会(相談支援基礎研修)への参加 ・事務局会議及び基幹相談支援センターとの情報交換

令和2年度 活動実績報告書

組織名	障害児部会	
構成員	代表 山崎（小矢部市民生部社会福祉課）	庶務 山崎（相談支援センターあい）
※姓(所属)	廣川（南砺・地域医療支援学講座） 草山（富山県砺波厚生センター） 中田（富山県立となみ総合支援学校） 山崎（富山県立となみ東支援学校） 三枝（富山県立砺波学園） 吉川（わらび学園）	宮崎（大空と大地のぼびー村） 加納（砺波市健康センター） 池田（南砺市保健センター） 石崎（砺波市教育委員会こども課） 宮内（南砺市教育委員会こども課） 山田（南砺市訪問看護ステーション）
活動対象 地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児とその家族のニーズを十分に把握できていない。 ・ 医療的ケア児を受け入れる事業所（放課後等デイサービス等）が少ない。 ・ 障害児を支援する様々な分野の関係者が、そこでどのように活動をしているのか分かりづらい。 ・ 医師、保護者、学校、施設等関係機関をまとめてコーディネートしてくれる人がいない。 	
活動事項 ※No. 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害児等に係る課題の共有及び解決 2 障害児等の支援の連携 3 医療的ケア児の協議 	
活動内容 (結果) ※No. 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 3市及び砺波圏域の相談機関一覧表を令和2年度版に修正配布 各市の相談機関、教室などを開催時期、場所などにまとめた一覧を最新の内容で作成し、各市の保育園、幼稚園、こども園、小、中、高等学校等の合計88ヶ所に配布した。 2 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修への参加 日時：令和2年10月22日（木）9：30～16：30 場所：富山県民会館（午前参加者53名／午後参加者48名） ※障害児部会より2名、協議会関係者より3名参加 内容：午前の部（講義） 「災害時を見据えた平時からの医療的ケア児等支援のための連携の在り方について～長野県での被災時の対応から～」 午後の部（事例検討） 「人工呼吸器装着児者の災害時支援体制を考える」 講師：長野子ども療育推進サークルゆうテラス 亀井 智泉 氏 (参加者が感じた医療的ケア児の災害時の課題等について) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時対応のためのハンドブックがあればよい。 ・ 災害時に受入ができる医療施設があればよい。 ・ グループラインのような情報を一元化できるとよい。 3 令和2年度長期療養児支援者研修会への参加 日時：令和3年3月4日（木）14：00～16：30 場所：チューリップ色彩館（参加者37名） 内容：「医療的ケア児におけるライフステージごとの支援～Aさん家族の事例から考える」 講師：富山県立大学 高木 園美 氏 ※6グループに分かれて事例検討を行う。アンケート実施。 	

把握した 地域課題	<p>医療的ケア児とその家族のニーズを十分に把握できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児を受け入れる事業所（放課後等デイサービス等）が少ない。 ・障害児を支援する様々な分野の関係者が、どこでどのような活動をしているのか分かりづらい。 ・医師、保護者、学校、施設など関係機関をまとめてコーディネートしてくれる人が少ない。
備 考	

令和3年度 活動計画書

組 織 名	障害児部会			
構 成 員	代表	宮崎 (大空と大地のぼびー村)	庶務	今多 (わくわく小矢部相談支援事業所)
※姓(所属)	廣川 (南砺・地域医療支援学講座) 松田 (富山県砺波厚生センター) 定村 (富山県となみ総合支援学校) 寺井 (富山県立東支援学校) 山田 (富山県立砺波学園) 吉川 (わらび学園)		宮原 (砺波市福祉市民部健康センター) 山下 (南砺市地域包括医療ケア部) 堺 (南砺市訪問看護ステーション) 車谷 (小矢部市民生部子ども課) 石崎 (砺波市教育委員会子ども課) 宮内 (南砺市教育委員会子ども課)	
取り組む 地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児とその家族のニーズを十分に把握できていない。 ・ 医療的ケア児を受け入れる事業所 (放課後等デイサービス等) が少ない。 ・ 障害児を支援する様々な分野の関係者が、どこでどのように活動しているのか分かりづらい。 			
活動事項 ※No. 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 3市及び砺波圏域にある相談機関の情報提供 2 障害児等に係る課題の共有及び解決 3 障害児等の支援の連携 4 医療的ケア児の協議 			
活動内容 (予定) ※No. 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 3市及び砺波圏域にある相談機関一覧表の作成と関係機関への配布。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「子育て応援ナビ」の配布。 2 医療的ケア児とその家族の具体的なニーズを把握する方法を検討。 3 障害児を支援する様々な分野の関係者の顔が見える関係づくりに取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砺波圏域における医療的ケアを要する児のリスト化を検討。 4 医療的ケア児等コーディネーターのスキルアップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児等コーディネーター向け研修会 (事例検討会) の開催。 			
備 考				

令和2年度 活動実績報告書

組織名	就労支援部会			
構成員	代表	武田（マーシ園ピアサポートあい）	庶務	今井（障がい者サポートセンターきらり）
※姓(所属)	高橋（ハローワーク砺波） 矢竹（小矢部市民生部社会福祉課） 新保（富山県立となみ総合支援学校） 武島（砺波障害者就業・生活支援センター） 川原（ワークハウスとなみ野）		小幡（トライ工房） 長谷川（フレンドハウス福光） 山崎（小矢部市企業協会） 斉藤（小矢部市商工会） 福井（榎キングパン）	
活動対象 地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業所の減少に伴う対応 ・ 通勤に関する課題 ・ 障害者雇用職場内の「差別」「いじめ」「虐待」防止に関する課題 ・ 就労支援ツール「就労パスポート」の運用開始 			
活動事項 ※No__事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労移行事業所の減少に伴う対応 2 障害者の通勤に関する課題 3 障害者雇用職場での「差別」や「いじめ」、「虐待」の防止に関する課題 4 就労支援ツール「就労パスポート」の運用開始 5 その他 			
活動内容 (結果) ※No__内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、部会の回数を減らしたり、オンラインミーティングを通したりして、情報共有を中心に行った。2、3、4については、外部との接触が限られたため、十分に行うことができなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ダイレクトB利用の際の就労アセスメント検討会に参加 市からの提案もあり参加した。その結果、圏域内での評価基準を統一することを提案した。 5 A型事業所との情報交換 部会内での情報共有を進めていくうえで、A型事業所を利用する障害者の方が多くなってきたこともあり、部会としてもA型事業所との連携出来ないか検討した結果、情報交換会を実施した。 日時：令和3年1月22日 15:30～17:00 場所：砺波市体育館 会議室2F 内容：砺波圏域すべてのA型事業所が参加し、2グループに分かれて「休みがちな利用者に対する支援について」「様々な障害の方への声かけの仕方等効果的な支援の仕方について」「就労移行支援事業所の減少に伴い、その役割をどう補っていくか」を検討した。 自立支援協議会就労支援部会に対し、A型事業所の前向きな意見が多かったため、次年度より参加しやすい環境を整えることとした。 			
把握した 地域課題	情報共有の中で、パンフレット「障害者雇用のすすめ」の改定が必要なことを確認した。			
備考	今年度出来なかった課題については、部会の中で情報共有として検討していく。			

令和3年度 活動計画書

組織名	就労支援部会			
構成員	代表	長谷川 (手をつなぐとなみ野南砺事業所)	庶務	吉江 (障がい者サポートセンターきらり)
※姓(所属)	高崎 (マーシ園なんと共同作業所) 市山 (砺波公共職業安定所) 武島 (砺波障害者就業・生活支援センター) 坂田 (富山県立となみ総合支援学校)		高橋 (砺波市福祉市民部社会福祉課) 川原 (ワークハウスとなみ野) 小幡 (トライ工房)	
取り組む地域課題	<p>砺波圏域内の就労移行事業所の減少に伴う、障害者雇用の課題について検討するとともに、解決を図る。</p> <p>一般就労のための課題の解決を図る。</p>			
活動事項 ※No. 事項	<p>1 ダイレクトBに関する就労アセスメントの評価基準と様式</p> <p>2 就労パスポート様式</p> <p>3 事例紹介</p> <p>4 「障害者雇用のすすめ」内容改定</p>			
活動内容 (予定) ※No. 内容	<p>1 ダイレクトB利用のための就労アセスメントの評価基準を砺波圏域内において統一を図るために、部会で協議を行っていく。現在アセスメントを行っている就労移行事業所が使用している評価項目及び様式を基にして進める。</p> <p>2 現在ハローワークの求人情報に対する求職応募の際に使用している就労パスポートについて、企業側から必要な情報がわかりやすい内容や仕組みに出来ないか協議する。必要に応じて、企業の方からも助言をいただけるよう勧めていく。</p> <p>3 事例紹介の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所でより良い支援を行うためのきっかけとする。 ・就労支援部会に関するネットワーク体制等の共有を図る。 ・就労支援部会として取り組むべき活動のきっかけを探る。 <p>4 制度が改正されているものや、表現を変更した方が良いものについて改定していく。</p>			
備考				

令和2年度 活動実績報告書

組 織 名	地域生活支援部会			
構 成 員	代表	高井 (たびだちの会グループホーム)	庶務	中林(地域活動支援センターとなみ野)
※姓(所属)	米田 (富山県砺波厚生センター) 長谷川 (富山県立砺波学園) 善端 (国立病院機構北陸病院) 藤井 (あすみる) 石橋 (溪明園あすなろ)		任田 (ホーム十年明) 櫻井 (花椿かがやき) 浅村 (マーシ園八乙女) 森松 (南砺市地域包括ケア部福祉課)	
活動対象 地域課題	成年後見制度には該当しない方が利用できる身元保証人の問題を解決でき得るサービスがない。			
活動事項 ※No__事項	1 障害福祉サービス事業所一覧の更新 (年1回) 2 入居施設等空き状況一覧の更新 (月1回) 3 地域生活支援で欠かせない「グループホーム (以下GH)」について検討			
活動内容 (結果) ※No__内容	1 砺波圏域の障害福祉サービス事業所の一覧を3市の福祉課へ提出。 2 更 新…毎月砺波圏域の入居施設等へ空き状況をメールで確認し、一覧表を毎月末に更新。 配布先…砺波市、南砺市、小矢部市、砺波圏域の相談支援事業所、砺波地域障害者自立支援協議会各部会長、地域生活支援部会員、情報提供施設 3 ① 砺波圏域のGHの現状について情報を共有…各部会員よりGHを紹介。 ② 各GHの現状から課題やニーズを掘り起こす。 ③ 課題やニーズから、ピアフレンズへの講演依頼の内容を検証。 ④ ピアフレンズによる講演会を実施。 ⑤ 講演を振り返り、改めてGHに求められる課題を検証。			
把握した 地域課題	各GHによって支援内容に特徴があることがわかった。 そのため、多様化するGH利用者の実態を把握し、地域(GH)での暮らしを実現するためにどのような支援が必要なのかを検証するため、改めて砺波圏域の各GHにおけるサービス実態を精査することが課題となった。 加えて、GH単体での支援内容の充実はもちろん、外部サービスの導入・連携の方法についても考査する必要があることがわかった。			
備 考				

令和3年度 活動計画書

組 織 名	地域生活支援部会			
構 成 員	代表	小山(多機能型事業所溪明園めるへん)	庶務	中林(地域活動支援センターとなみ野)
※姓(所属)	市野(富山県砺波厚生センター) 長谷川(富山県立砺波学園) 善端(国立病院機構北陸病院) 藤井(宿泊型自立訓練事業所あすみる) 高井(たびだちの会グループホーム)		任田(共生型デイサービスピーすあけぼの) 中村(多機能型事業所花椿かがやき) 浅村(マーシ園八乙女) 竹内(小矢部市民生部社会福祉課)	
取り組む 地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者にとって地域で安心して生活できる場としてグループホーム(以下GH)は大切な社会資源となっている。利用者一人ひとりのニーズに合わせ、各々のGHにおいて独自のサポート体制を整え運営しているが、障害の種別や程度によって入居が難しくなったり入居できるGHが限られてしまう場合がある。 ・GH等入居者の高齢化。 			
活動事項 ※No. 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 GHでのサービス実態をまとめる。 2 介護保険への移行について勉強する。 3 一人暮らしのための手引き(案)の作成。 			
活動内容 (予定) ※No. 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 砺波圏域内の各GHでの入居条件、具体的な支援内容等サービスの実態を取りまとめる。また、どのような支援があれば幅広く受け入れができるのかを検証する。 2 介護保険について研修等を行う。 3 一人暮らしを始める時に必要と思われる物品、金銭、社会資源などをエコマップのようにイメージ化できるマニュアルを作成する。 			
備 考				

令和2年度 活動実績報告書

組 織 名	相談支援ワーキング			
構 成 員	代表	なし	庶務	野原（地域活動支援センターひまわり）
※姓(所属)	渋谷（砺波市社会福祉協議会） 八十島（小矢部市社会福祉協議会） 山本（南砺市社会福祉協議会） 高橋（砺波市福祉市民部社会福祉課） 七田（小矢部市民生部社会福祉課） 森松（南砺市地域包括医療ケア部福祉課）		山田（基幹相談支援センター） 中林（地域活動支援センターとなみ野） 今井（障がい者サポートセンターきらり） 今多（わくわく小矢部相談支援事業所） 山崎（相談支援センターあい） 野原（地域活動支援センターひまわり）	
活動対象 地域課題	（勉強会） 相談支援専門員の質の向上・スキルアップ強化を目指す。 （当事者委員会） 地域で暮らす障害のある方々の思いや意見を伺い、協議会に反映するとともに障害種別を超えての当事者間の交流を目指す。 （地域移行） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と長期に入院している精神障害者の退院促進と地域の受け入れ体制の構築を目指す。 （権利擁護および虐待防止について） 障害者特性の理解・地域の課題や情報を共有する。			
活動事項 ※No. 事項	1 勉強会 2 当事者委員会・交流会 3 地域移行支援 4 権利擁護・虐待防止委員会 5 その他			
活動内容 （結果） ※No. 内容	1 勉強会 〓 R2.05.22. 発達障害者支援事業所向け研修会を発達障害者支援センター「ほっぷ」との合同勉強会を予定 → 新型コロナウイルス感染症流行により中止。 〓 各相談支援事業所より、基幹相談支援センター主催による相談支援基礎研修①～④に参加。富山県相談支援従事者初任者研修のカリキュラム改定やZoomの使い方について学ぶ。 2 当事者委員会・交流会 〓 R2.4.17. 当事者委員会打ち合わせを予定 → 新型コロナウイルス感染症流行により中止。 3 地域移行支援 〓 新型コロナウイルス感染症予防の観点により未実施。 4 権利擁護・虐待防止委員会 〓 新型コロナウイルス感染症予防の観点により未実施。 5 その他 (1) 事務局会議 第1回 (R2.05.29) 参加 7名（メールにて実施） 〓 今年度の活動方針、研修会開催等について話し合う。新型コロナウイルス感染症予防の観点から開催困難との見解に至る。Zoom等を活用した情報交換などを検討する。 事務局会議 第2回 (R2.10.15) 参加 9名（相談支援従事者初任者研修実習生 2名参加） 〓 相談支援ワーキングの業務負担・来年度に向けて情報交換を行う。新型コロナウイルス感染症流行により、予定していた研修会や勉強会が開催できていない。新しい			

	<p>生活様式もスタートしていることから、相談支援ワーキングとしての在り方を見直す機会を設ける。相談支援ワーキング自身の「やりたい」想いを大切にし、より実務に即した活動を行っていくことを検討する。</p> <p>(2) 砺波圏域障害者基幹相談支援センターとの情報交換（3回）</p> <p>└「今後の相談支援ワーキングの活動について」（R2.05.29 メールにて意見交換 7名参加）砺波地域障害者自立支援協議会のネットワーク体制の見直しを行う。R2.5月に障害者基幹相談支援センターが開設されたことから、従来、相談支援事業所が担ってきた事務的な部分や庶務等の負担軽減を図るとともに、地域における専門職の資質向上等の強化を目指していくことを話し合う。</p> <p>└「相談支援ワーキングの業務について」（R2.10.15. 小矢部市総合保健福祉センターにて実施 9名参加）</p> <p>モニタリング月の変更について、3市から説明を受ける。R2.10月より、モニタリングやサービス等利用計画の更新について誕生月へと変更となる。計画相談が必要となる利用者（児）は増える一方、相談支援専門員一人ひとりの負担が増加している。</p> <p>└「記録の書き方勉強会について」（R2.11.10. 3市担当者含む 10名参加）</p> <p>相談支援専門員によって、参考にしている記録やアセスメントのとり方、モニタリング等の書き方が違っている。記録や計画相談等の書き方について学ぶ機会を設け、効率的に書類を作成する能力を身に付けられるとよいのではないか。また基準となる見本例や様式の統一等も含め、今後検討する。</p> <p>└「次年度の研修（情報交換）について」（R3.02.02. Zoomにて実施 7名参加）</p> <p>砺波地域障害者自立支援協議会のネットワーク体制変更にともない、相談支援ワーキングから相談支援事業所連絡会に替わる。今まで相談支援ワーキングで取り組んできた研修会や事例検討会、情報交換の場を連絡会でも設けていくことを確認する。</p>
把握した地域課題	<p>新型コロナウイルス感染症予防の為研修会や委員会開催中止が相次ぐ。令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点からメールやZoom等を活用して事務局会議や話し合いを開催した。Zoomでの話し合いは事業所ごとの設備状況に差異や不慣れな面が残るものの、圏域内における指定一般・特定相談支援事業所10か所全てでZoomによるリモート体制が整備された。</p> <p>令和3年4月より、砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制が変更される。新体制後、相談支援ワーキングは、相談支援事業所連絡会へと体制を替え、重層的な相談支援体制の構築を目指し、圏域内の相談支援に対する資質向上を図り、地域における課題の把握や対応策の検討を行っていくこととなる。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、多くの活動を中止せざるを得なくなり、地域課題を把握が行えなかった。令和3年度では、連絡会において、情報交換等を積極的に行ない、また、地域生活支援拠点等の整備に関する検討のなかで地域課題が見えてくると考える。</p>
備考	

**砺波圏域障害者基幹相談支援センター
令和2年度事業実績**

1 障害者相談支援事業及び総合的・専門的な相談支援に関すること。

障害者相談支援事業として、障害者またはその支援者等からの相談に応じるため相談窓口を設け、必要な援助及び専門機関の紹介を行った。また、総合的・専門的な相談支援として、障害のある人や家族、地域住民や関係機関から相談先等が分からない相談を障害の種別に関わらず総合的に受ける窓口を設け、一緒に方法を検討し、相談支援事業所や行政につないだ。

(1) 相談者数

表1 障害別相談者数（実数）

障害	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
身体障害	0	1	1	1	0	0	3
重症心身	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	4	1	0	0	0	0	5
精神障害	4	0	2	0	0	0	6
発達障害	2	1	0	1	0	0	4
高次脳機能障害	1	0	1	0	0	0	2
難病等	1	0	0	0	0	0	1
その他	13	10	12	14	0	3	52
計	25	13	16	16	0	3	73

表2 障害別相談者数（延人数）

障害	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
身体障害	0	23	1	2	0	0	26
重症心身	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	20	3	0	0	0	0	23
精神障害	26	0	26	0	0	0	52
発達障害	87	62	0	10	0	0	159
高次脳機能障害	1	0	5	0	0	0	6
難病等	5	0	0	0	0	0	5
その他	200	59	50	51	0	21	381
計	339	147	82	63	0	21	652

(2) 相談件数（延件数）

表3 相談者別相談件数（延件数）

相談者	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
家族	29	11	7	5	0	1	53
本人	20	9	6	0	0	2	37
福祉担当課	27	15	31	1	0	0	74
こども課	5	0	0	0	0	0	5
民生児童委員	0	1	0	0	0	0	1
サービス事業所	24	32	21	15	0	6	98
相談事業所	209	74	23	24	0	5	335
支援学校	6	0	1	1	0	0	8
医療機関	1	3	0	8	0	0	12
その他	60	8	8	10	0	9	95
計	381	153	97	64	0	23	718

※ 本人に複数の支援者・関係機関等が関与するため件数が多くなる。

表4 相談方法別相談件数（延件数）

相談方法	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
訪問	84	32	18	6	0	1	141
来所	156	37	8	7	0	1	209
同行	13	2	1	0	0	1	17
電話	59	63	47	41	0	16	226
メール	5	5	2	5	0	2	19
個別支援会議	12	2	1	0	0	0	15
関係機関	2	5	2	1	0	0	10
その他	8	1	3	3	0	0	15
計	339	147	82	63	0	21	652

表5 相談内容別相談件数（延件数）

相談内容	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
サービス利用	162	82	44	33	0	14	335
障害や症状	65	30	16	6	0	0	117
健康・医療	19	9	2	2	0	1	33
不安の解消	6	0	2	3	0	1	12
保育・教育	10	0	0	1	0	0	11
家族関係	26	12	3	2	0	1	44
家計・経済	2	0	5	2	0	0	9
生活技術	2	0	0	0	0	0	2
就労に関する	10	1	2	1	0	1	15
社会参加・余暇	3	4	1	0	0	1	9
権利擁護に関する	7	2	0	0	0	1	10
その他	27	7	7	13	0	1	55
計	339	147	82	63	0	21	652

(凡例)

略記	内 容	略記	内 容
サービス利用	福祉サービスの利用等に関する支援	家計・経済	家計・経済に関する支援
障害や症状	障害や症状の理解に関する支援	生活技術	生活技術に関する支援
健康・医療	健康・医療の理解に関する支援	就労に関する	就労に関する支援
不安の解消	不安の解消・情緒安定に関する支援	社会参加・余暇	社会参加・余暇活動に関する支援
保育・教育	保育・教育に関する支援	権利擁護に関する	権利擁護に関する支援
家族関係	家族関係・人間関係に関する支援	その他	その他

(3) 研修会等参加

月日	内 容	参加者
7月14日 ～9月2日	富山県「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」4回	2名
7月14日 ～2月16日	富山県発達障害者支援センターほっぷ「支援講座」7回（ZOOM）	4名
7月30日	「第7回中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」（YouTube）	3名
8月21日	富山県立となみ東支援学校「公開研修会」	1名
9月3日	富山県社協「相談援助技術研修」	1名
9月15日	富山県若者自立支援ネットワーク会議・セミナー	1名

10月7日 ～12月9日	手をつなぐ育成会「親亡き後連続講座」4回	2名
10月14日	砺波市地域包括支援センター「サービス事業所連絡会」	2名
10月16日	砺波厚生センター「精神障がい者等家族教室」	2名
10月21日	砺波厚生センター「うつ病家族教室」	2名
10月22日	富山県「医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修」	1名
10月28日 ・29日	富山県社協「地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク研修（前半）」	1名
11月5日	砺波厚生センター「アルコール依存症家族教室」	2名
11月6日	グロービス「ZOOM導入事例紹介」（ZOOM）	4名
11月10日	「第8回中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会」（YouTube）	3名
11月25日	砺波障害者就業・生活支援センター「障害者雇用セミナー」	1名
11月27日	富山県発達障害者支援センターほっぷ「発達障害支援事業所向け研修会」	2名
11月30日 ・12月1日	富山県社協「地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク研修（後半）」	1名
12月1日	のぞみ園「知的障がいのある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」（オンデマンド配信）	1名
12月9日	砺波厚生センター「令和2年度医療介護連携調整会議」	1名
12月14日	日本相談支援専門員協会「2020年度全国相談支援ネットワーク研修会」（オンデマンド配信）	1名
12月17日 ・1月12日	厚生労働省「障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等における感染症対策力向上支援業務オンライン研修」（オンデマンド配信）	2名
12月19日	実行委員会「令和2年度富山県高次脳機能障害リハビリテーション講習会」	1名
1月29日	富山県社協「社会福祉協議会地域福祉実践研究発表会」	1名
2月19日 ～3月9日	富山県「精神障害者支援人材育成研修」3回	1名
2月27日	富山県発達障害者支援センター「発達障害のある人たちを地域で支えるしくみづくり」（ZOOM）	2名
3月4日	砺波厚生センター「長期療養児支援者研修会」	2名
3月5日 ・12日	運営事務局「後見人等への意思決定支援研修」（ZOOM）	2名

※ その他として、新型コロナウイルス感染症に係る研修会（3回）参加

2 地域の相談支援体制の強化に関すること。

圏域内の相談支援事業所に対する助言や情報交換・研修会の開催などを通して地域全体の支援力向上を目指すとともに、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図った。

(1) 情報交換

月日	対象団体等
5月19日	指定一般相談支援事業所（障がい者サポートセンターきらり、わくわく小矢部相談支援事業所）

5月27日	指定一般相談支援事業所（地域活動支援センターひまわり、相談支援センターあい）
6月2日	指定一般相談支援事業所（地域活動支援センターとなみ野）
6月29日	指定特定相談支援事業所（聚楽サンガ）
7月2日	指定特定相談支援事業所（地域生活支援センターすまいる）
7月7日	富山県心の健康センター、富山県ひきこもり地域支援センター、富山市障害者福祉センター基幹相談支援室
7月9日	富山県難病相談・支援センター、富山県若年性認知症支援センター、富山県障害者権利擁護センター、富山県社会福祉協議会、富山県若者就業支援センター、富山地域若者サポートステーション
7月10日	指定特定相談支援事業所（特定相談支援事業所八乙女、特定相談支援事業所木の香）
7月16日	指定特定相談支援事業所（わらび学園）
7月20日	高岡地域若者サポートステーション、呉西地区成年後見センター、氷見市ふくし相談サポートセンター、富山県高岡児童相談所
11月10日	3市生活困窮者自立支援事業担当者会議
1月7日	直B利用に係る就労アセスメントに関する検討会（ZOOM）

(2) 相談支援事業所への助言等件数（延件数、再掲）

砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
209	74	23	24	0	5	335

(3) 研修会開催

月日	内 容	講師	会場	参加者
8月6日	ZOOMに親しむ	富山国際大学 室林教授	ZOOM、きらり会議室	相談支援事業所19名
10月13日 ～1月26日	相談支援基礎研修 (全4回)	富山国際大学 室林教授	ZOOM、きらり会議室	相談支援事業所延89名

(4) 講師派遣

月日	内 容	主催者	会場	参加者
7月31日	障害のある方への支援について	となみケアサービス	いのくち椿会館	20名
8月11日	意思決定支援の視点から	溪明園・めるへん	溪明園研修室	19名
8月27日	障害特性とその対応について	花椿かがやき、ホーム 柴田屋	花椿かがやき	19名
10月28日 ・29日	地域包括ケアとコミュニティソー シャルワーク研修（事例提供）	富山県社協	サンシップ とやま	
12月4日	専門多職種連携セミナー	富山県社協	サンシップ とやま	
1月27日	事例検討会（助言）	砺波市地域包括支援 センター	砺波市役所	

(5) 3市との連携

月日	会議名	内 容
4月20日	砺波圏域障害者基幹相談支援センター会議	整備進捗状況、事業内容、広報、開所日の対応、その他について
7月21日	砺波地域障害福祉担当課長会議	進捗状況、自立支援協議会全体会資料のセンターホームページ掲載、その他について
10月26日	砺波地域障害福祉担当課長会議	自立支援協議会体制変更案の考え方、来年度事業計画案・予算案、その他について

3 地域移行・地域定着の促進に関すること。

病院や施設等からの地域生活への移行を促し、地域での生活を定着させるための業務を行った。

(1) センター開所案内及び事業説明（再掲）

月日	対象団体等	月日	対象団体等
6月1日	小矢部大家病院	6月12日	独立行政法人国立病院機構北陸病院
6月4日	松岡病院	6月15日	市立砺波総合病院
6月5日	砺波サナトリウム福井病院	6月23日	南砺市民病院
6月8日	南砺中央病院		

(2) 情報交換

月日	対象団体等
7月17日	砺波厚生センター（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、その他）

(3) 連絡会等参加

月日	内 容
7月31日	第1回精神障害者地域移行（退院）支援連絡会
11月20日	第2回精神障害者地域移行（退院）支援連絡会
2月18日	管内精神医療保健福祉機関長等連絡会議、かかりつけ医・精神科医医療連携強化連絡会、認知症施策推進連絡会→大雪により中止、書面開催
3月12日	第3回精神障害者地域移行（退院）支援連絡会

4 権利擁護・虐待の防止に関すること。

障害のある人や家族からの権利侵害（虐待など）に関する相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援するとともに、普及啓発のための業務を行った。

(1) 相談件数（延件数、再掲）

砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
7	2	0	0	0	1	10

(2) 情報交換

月日	対象団体等
7月9日	富山県障害者権利擁護センター

7月20日	呉西地区成年後見センター
-------	--------------

(3) 研修会参加

月日	内 容	参加者
8月4日 ～8月21日	呉西地区成年後見センター「市民後見人養成講座」(全4回)	2名

5 自立支援協議会に関すること。

砺波地域障害者自立支援協議会の設置目的である「障害者及びその家族の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、良好な支援体制の整備の推進」を推進するため、協議会への参加及び協力を行った。

(1) 協議会報告

月日	内 容
6月	全体会（令和2年度第1回）…基幹相談支援センターの開所について
11月25日	全体会（令和2年度第2回）…基幹相談支援センターの状況について

(2) 協議会参加

月日	内 容	参加者
4月14日	定例支援会議	2名
5月20日	定例支援会議	2名
8月28日	定例支援会議	2名
9月29日	定例支援会議	2名
10月29日	定例支援会議	2名
11月11日	幹事会	2名
11月25日	全体会	3名
2月12日	定例支援会議	2名
3月30日	定例支援会議	3名

(3) 部会等参加

月日	内 容	参加者
8月28日	相談支援ワーキング	1名
10月15日	相談支援ワーキング	2名
11月10日	相談支援ワーキング	2名
11月11日	相談支援ワーキング	2名
1月22日	就労支援部会	3名
2月2日	相談支援ワーキング	2名
2月24日	地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム	2名
3月12日	地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチーム	1名

(4) 協議会情報の公開…センターホームページによる

月日	内 容
9月4日	令和2年度版子育てリーフレット（市内及び砺波圏域相談機関一覧表）
9月7日	砺波圏域就労支援ガイドブック「障害者雇用のすすめ」
9月9日	障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）令和2年4月1日現在
9月11日	砺波地域障害者自立支援協議会（令和2年度第1回）次第及び資料
12月25日	砺波地域障害者自立支援協議会（令和2年度第2回）次第及び資料

(5) 3市との連携（再掲）

月日	内 容
10月26日	砺波地域障害福祉担当課長会議…自立支援協議会体制変更案の考え方について

6 その他の事業

(1) 利用の推進

① センター開所案内及び事業説明

月日	対象団体等
5月1日	センターホームページ公開
5月1日	北日本新聞社取材（5月3日掲載）
5月7日	開所案内文及びセンターパンフレット送付（149カ所）
5月8日	北陸中日新聞社取材（5月15日掲載）
5月15日	富山新聞社取材（5月19日掲載）
6月1日 ～6月30日	砺波・小矢部・南砺市内医療機関、教育機関、相談事業所、福祉サービス事業所訪問 （85カ所）…開所案内、事業所等パンフレット受領及びセンターホームページリンク 依頼
6月9日	小矢部市民生委員児童委員協議会正副会長会議
6月18日	小矢部市居宅支援事業所調整会
6月25日	砺波市民生委員児童委員常任理事会
7月27日	南砺市市議会議員
8月12日	砺波市議会民生病院常任委員会
8月21日	南砺市民生委員児童委員・心配事相談員合同研修会
10月7日	ワークハウスとなみ野就労支援員・実習生
3月16日	「親なき後」連続講座・すまいる相談会報告会

② センターホームページ

- ホームページの公開（5月1日）
- ホームページのリニューアル（令和3年3月末完了、4月13日公開）
使いやすい、情報を充実させるため、リニューアルを行った。
 - ア スマートフォンへの対応
 - イ メニューの設置
 - ウ 障害福祉サービス事業所紹介の充実（対応する障害、リンク等の記載）

エ 問合せページの設置等

③ センターパンフレット

○ パンフレット印刷 1000部（4月納品）

○ パンフレット増刷及びリニューアル 1000部（令和3年3月納品）

表紙写真を入れ替え（砺波市提供の散居村航空写真へ）、業務内容を具体的な記載に書き替え増刷した。

(2) ネットワークの強化

① リモート会議の普及

新型コロナウイルス感染症の予防、参集時間縮減による参加の促進を図るため、ZOOMの紹介を行うとともに、ZOOMによる研修会を開催した。砺波圏域の10相談支援事業所がリモート会議に対応可能となる。

② リモート会議の整備

ZOOMで専門部会を行うのにセンターがホストとなることやセンターの研修会をZOOMで行うことのため、利用時間が無制限となり、参加者を100名に拡大できるZOOMの有料ライセンスを取得した。

③ センターホームページの活用

○ 会員専用ページの設置

情報の共有化を強化するため、ホームページのリニューアルに合わせて、ID・パスワードが必要な会員専用ページを設け、非公開資料及び大容量資料の取り扱いを可能とした。

○ リモート会議入口の設置

リモートによる会議、研修会等の参加の利便性を図り、参加者の増を目指すため、ホームページのリニューアルに合わせて、ID・パスワードが必要なリモート会議入口を設けた。

砺波圏域障害者基幹相談支援センター
令和3年度事業計画

1 事業方針について

障害や病気があっても地域で安心して暮らせるように、砺波圏域の中核的な機関として、障害の種類に関わらない総合的な窓口を設け専門的な相談支援を行い、研修会や事例検討会の開催などを通じ地域全体の支援力向上を図るとともに、地域の福祉、医療、教育、就労などの関係機関との連携による生活を支えるための地域のネットワークづくり及び地域全体で障害者を支えあう体制づくりを目指す。

2 事業計画について

(1) 障害者相談支援事業に関する事業

障害者またはその支援者等からの相談に応じる窓口を設け、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うために次の業務を行う。

① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）に関する業務

福祉サービスの利用についての情報提供、利用申請の援助、利用調整、生活相談等を行う。

② 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）に関する業務

地域の社会資源の紹介や、生活情報を提供する。

③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務

生活する上で必要な金銭面の相談支援及び交通・移動手段、趣味・余暇活動に関する相談支援を行う。

④ ピアカウンセリングに関する業務

障害者であるカウンセラーが、社会生活上必要とされる心構えについて助言し、又は生活能力の習得に関する支援を行う。

⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務

介護者等からの虐待を受ける障害者等に対する迅速な保護のための措置や成年後見制度の利用が必要と認められる障害者等に対する利用に向けた支援等を行う。

⑥ 専門機関の紹介等に関する業務

必要に応じて、専門機関の紹介や引き継ぎを行う。

○ 令和3年度事業案

ア 相談窓口の設置（主に障害者またはその支援者等）

相談窓口…電話・FAX・メール・来所・訪問等に対応する。

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み。

TEL 0763-33-6252 FAX 0763-33-6275 MAIL info@t-k-kikan.com

イ 障害者相談支援事業の実施

(2) 総合的・専門的な相談支援に関する事業

障害者や家族、地域住民や関係機関から相談先等が分からない相談、複数の問題が絡み合った相

談を障害の種別に関わらず総合的に受け入れるとともに、相談支援専門員等の資格を有する者を配置して専門的に対応する窓口を設け、一緒に解決方法を検討し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政につなぐために次の業務を行う。

① 総合的な相談支援に関する業務

相談先が分からない、複数の問題が絡み合っているなどの相談に障害の種別や年齢を限定しない総合的な窓口として、多様なニーズに対応する相談支援を行う。

② 専門的な相談支援に関する業務

相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者を配置し、専門的な相談支援を行う。

③ 複数の問題が絡み合った困難ケースに関する業務

直接の相談を受けた困難ケースには訪問等を行い、内容によってケア会議を開催し、援助方針を決定するとともに相談支援事業所の選定及び契約を支援する。また、相談支援事業所等が抱える困難ケースには、同行訪問、ケア会議への参加等とともに、専門的な助言を行う。

④ 障害の理解の推進に関する業務

障害への理解を深めてもらうため、パンフレットの作成、出前講座の実施等を行う。

○ 令和3年度事業案

ア 総合的・専門的な相談窓口の設置（主に障害者、その支援者等または関係機関等）

イ 職員の専門性を高めるための研修参加と資格取得

ウ 障害を理解するためのパンフレットの作成

エ 障害理解研修会（出前講座）の実施

(3) 地域の相談支援体制の強化に関する事業

圏域内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する助言や研修会及び事例検討会の開催などを通して地域全体の支援力向上を目指すとともに、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図るために次の業務を行う。

事例検討会、研修会、情報交換会は、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに、参加者の移動時間を削減し参加しやすくするため、原則としてリモートで実施する。研修会のリモートによる実施を調査・研究する。

① 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する専門的な助言に関する業務

相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等からの相談に専門的な助言を行うとともに、砺波地域障害者自立支援協議会と連携した事例検討会において専門的な考え方及び解決の指針を示す。

② 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の人材育成、支援力向上に関する業務

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び地域の支援者を対象とした情報提供、事例検討会及び研修会を砺波地域障害者自立支援協議会と連携して開催し、人材育成及び支援力向上を目指す。

③ 関係機関との連携、ネットワークの強化を図る業務

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と情報交換等の連絡会を砺波地域障害者自立支援協議会と連携して開催し、ネットワークの強化を図る。また、情報交換等で把握した事業所等の懸案事項や地域課題等を自立支援協議会へ報告する。

④ 地域の社会資源に関する情報の提供に関する業務

ホームページを公開し、障害福祉サービスの紹介、サービスの利用手続き、圏域内の障害福祉サービス事業所等を掲載する。また、昨年度に作成した障害福祉サービス事業所ガイドの適時の更新等を行う。

○ 令和3年度事業案

ア 相談窓口の設置（主に相談支援事業所または障害福祉サービス事業者等）

イ 人材育成、支援力向上のための事例検討会、研修会の開催

ウ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所連絡会の開催

エ 事例検討会、研修会、情報交換会のリモート導入

オ 障害福祉サービス事業所ガイドの更新

カ 障害福祉サービス事業所一覧及び入居施設等空き情報一覧の作成

(4) 地域移行・地域定着の促進に関する事業

病院や施設等からの地域生活への移行を促し、地域での生活を定着させるために次の業務を行う。

① 地域移行、地域定着のための関係機関とのコーディネートに関する業務

施設や病院から退院・退所し、地域で暮らしたいという人の相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援する。

② 地域移行、地域定着についての広報、普及啓発に関する業務

病院の入院患者や施設等入所者及び看護師、生活支援員等の従事者を対象に、地域生活への移行及び地域での生活の実態を理解してもらう研修会を出前講座として実施し、地域移行、地域定着の普及啓発を行う。

③ 地域移行、地域定着についてのネットワークづくりに関する業務

厚生センターの主催する医療関係者との意見交換会への参加や施設入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所との情報交換などを通じてネットワークづくりに努める。

○ 令和3年度事業案

ア 相談窓口の設置（主に障害者、施設または病院等）

イ 地域移行支援研修会（出前講座）の実施

ウ 施設入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所との連絡会の開催（再掲）

(5) 権利擁護・虐待の防止に関する事業

障害者や家族からの権利侵害（虐待など）に関する相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援するとともに、権利擁護・虐待防止を普及啓発するために次の業務を行う。

① 成年後見制度の普及啓発に関する業務

呉西地区成年後見センターと連携を強化し、成年後見制度や手続きに関する研修会を開催し、制度の普及啓発を図る。

② 権利擁護、虐待防止の普及啓発に関する業務

砺波地域障害者自立支援協議会権利擁護・虐待防止委員会と連携し、圏域内の権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護、虐待防止の普及啓発を図る。

○ 令和3年度事業案

ア 相談窓口の設置（主に障害者、その支援者等または関係機関等）

- イ 成年後見制度利用等の研修会の開催
- ウ 成年後見制度利用のためのパンフレットの作成
- エ 自立支援協議会の権利擁護・虐待防止委員会と連携した普及啓発の実施
- オ 研修会のリモート導入（再掲）

(6) 自立支援協議会に関する事業

砺波地域障害者自立支援協議会の設置目的である「障害者及びその家族の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、良好な支援体制の整備の推進」を図るため、協議会の運営に協力するとともに、会議等へ参加するために次の業務を行う。

① 協議会の運営協力に関する業務

- ア 運営会議の庶務として、協議会の円滑で効率的な運営に協力する。
- イ 相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会を運営し、障害福祉サービスの実情や地域課題を把握し、協議会へ報告する。
- ウ 権利擁護・虐待防止委員会の庶務を担当し、圏域内の権利擁護・虐待防止の推進に協力する。

② 協議会への参加に関する業務

本会議、当事者委員会及び差別解消支援委員会へ参加する。

③ 協議会の情報公開、情報発信に関する業務

協議会本会議の協議内容、部会等の活動内容及び部会の作成した情報をセンターのホームページで公表する。

○ 令和3年度事業案

- ア 運営会議の庶務の担当
- イ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所連絡会の運営（再掲）
- ウ 権利擁護・虐待防止委員会の庶務の担当
- エ 本会議、当事者委員会及び差別解消支援委員会への参加
- オ センターホームページによる自立支援協議会の情報公開及び情報発信

(7) その他の事業

障害者や家族、地域住民や関係機関等のセンターの利用を推進するために次の業務を行う。

① センターの利用推進に関する業務

センターの認知度を高め、利用を促すため、紹介パンフレットを増刷し、配布する。公開しているホームページを見やすくし、情報を追加するとともにスマホに対応するためリニューアルする。

② ネットワークの強化に関する業務

- ア センターホームページにログインIDが必要な会員専用ページを設け、非公開な情報を扱えるようにして、情報共有の強化を図る。また、メールで送りにくい大容量のデータをアップすることで、情報提供の充実を図る。
- イ センターホームページにリモート会議の入口ページを設け、リモート利用の利便性を図り、各種研修会等への多くの参加者を確保する。

○ 令和3年度事業

- ア センター紹介パンフレットの増刷

- イ センターホームページ（障害福祉サービス及び事業所紹介）の充実及び適時の更新
- ウ センターホームページの会員専用ページの設置
- エ センターホームページのリモート会議入口の設置
- オ センターホームページの充実及び適時の更新

3 研修等計画について

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携強化及びその支援力向上を図るため、研修会等を砺波地域障害者自立支援協議会との共催で開催する。また、地域移行の促進、障害理解の拡大を図るため、出前講座を行う。

(1) 事例検討会（相談支援事業所連絡会・サービス事業所連絡会連携）

研修等名	内 容（案）	対象者
①事例検討会（事業所毎各2回）	事例検討	相談支援専門員

(2) 相談支援事業所研修・情報交換会（相談支援事業所連絡会連携）

①研修・情報交換会	報酬改定・基幹事業説明等	相談支援事業所、行政
②研修会	記録の取り方	相談支援事業所、行政
③情報交換会	情報交換	相談支援事業所

(3) 障害福祉サービス事業所研修・情報交換会（サービス事業所連絡会連携）

①住居系サービス事業所研修・情報交換会（2回）	報酬改定説明等	共同生活援助・施設入所支援事業所、地域生活支援部会長及び庶務
	先進的な取り組み紹介等	
②就労系サービス事業所研修・情報交換会（2回）	報酬改定説明等	就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援事業所、就業・生活支援センター、就労支援部会長及び庶務
	工賃を上げるには等	
③障害児系サービス事業所研修・情報交換会（2回）	報酬改定説明等	児童発達支援・放課後等デイ・障害児入所事業所、障害児部会長及び庶務
	発達支援について等	
④居宅系サービス事業所研修・情報交換会（2回）	報酬改定説明等	居宅介護・同行援護・行動援護事業所
	支援計画の立て方等	
⑤日中系サービス事業所研修・情報交換会（2回）	報酬改定説明等	生活介護・自立訓練・短期入所・療養介護事業所
	先進的な取り組み紹介等	

(4) 権利擁護研修会（相談支援事業所連絡会・サービス事業所連絡会連携）

成年後見制度研修会（1回）	権利擁護促進	障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関、行政等
---------------	--------	------------------------------

(5) 地域移行支援研修会

地域移行支援研修会（随時）	地域移行の意義（出前講座）	精神科病院入院患者・従事者等
---------------	---------------	----------------

(6) 障害理解研修会

障害理解促進研修会（随時）	障害に対する理解（出前講座）	民生児童委員、地域福祉に関わる事業所等
---------------	----------------	---------------------

4 職員研修等計画について

総合的・専門的な相談支援や困難ケースに対応する職員のスキルアップを図り、情報の収集を行うため、研修や各種大会へ参加するとともに、職員の資格取得を進める。

(1) 研修参加

研修名	開催地	人数
①障害者基幹相談支援センター強化研修会	東京都	1名
②全国相談支援ネットワーク研修会	東京都	1名
③東海・北陸ブロック相談支援専門員協会研修会	三重県	2名
④相談支援・就業支援セミナー	神奈川県	1名
⑤富山県相談支援専門員協会 プレ研修(協力)	富山市	1名
⑥地域包括ケアとコミュニティワーク研修(4日間)	富山市	1名
⑦精神障害者地域移行研修会	富山市	2名
⑧相談支援専門別研修(2日間)	富山市	2名
⑨7 Days 研修 (7日間)	氷見市	1名

(2) 各種大会参加

大会名	開催地	人数
①富山県相談支援専門員協会総会	富山市	2名
②富山県相談支援専門員協会事業所連絡会(計3回)	富山市他	2名
③北陸地区知的障害者関係施設職員研究大会	富山市	2名

(3) 職員資格取得

①主任相談支援従事者養成研修(5日間)	金沢市	1名
②相談支援従事者現任研修(4日間)	富山市	1名
③相談支援従事者初任者養成研修(7日間)	富山市	1名
④相談支援従事者指導者養成研修会	東京都	1名

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱改正案（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>(運営会議)</p> <p>第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域課題とその対応に関すること。</p> <p>(2) 専門部会等の調整に関すること。</p> <p><u>(3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。</u></p> <p><u>(4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。</u></p> <p>3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。</p>	<p>(運営会議)</p> <p>第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域課題とその対応に関すること。</p> <p>(2) 専門部会等の調整に関すること。</p> <hr/> <p><u>(3) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。</u></p> <p>3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和3年5月21日から施行する。</p>	

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 障害者基幹相談支援センター
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域課題とその対応に関すること。
 - (2) 専門部会等の調整に関すること。
 - (3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
 - (4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。
- 3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。
- 4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月21日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

第6期砺波市障がい福祉計画 (第2期砺波市障がい児福祉計画)

概要版

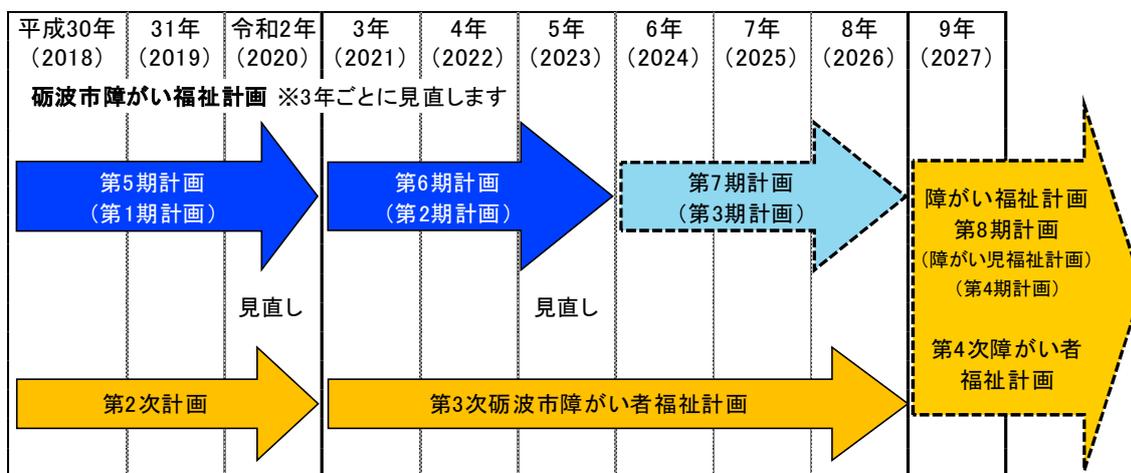
この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、令和2年度に策定する「第3次砺波市障がい者福祉計画」のうち、主に障害福祉サービスの確保に関する実施計画としての性格を有しています。3年毎に見直し、今回は第6期の計画となります。

1 計画の基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

2 計画期間

○計画期間 令和3年度～令和5年度の3年間（障害者総合支援法に基づく計画）



3 令和5年度の数値目標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	令和5年度目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	10人（令和元年度末の入所者数72人のうち、13.9%がグループホーム等へ移行）
令和5年度末の施設入所者数	69人（令和元年度末の入所者数から3人(4.2%)減少）

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	令和5年度目標
就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数（年間）	9人（令和元年度実績の1.5倍）
就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数（年間）	3人（令和元年度実績の1.5倍）
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	4人（令和元年度実績の1.33倍）
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	2人（令和元年度実績の2倍）
就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合	70%
就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	令和5年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所（令和5年度末までに砺波圏域に設置）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所（令和5年度末までに砺波圏域に設置）

4 サービス見込量とそれを確保するための方策

(1) 訪問系サービス

利用者数（人/月）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護、同行援護、行動援護等	32人	34人	36人	38人

●障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

利用者数（人/月）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護（デイサービス）	121人	122人	123人	124人
自立訓練（機能訓練）	0人	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	2人	3人	5人	7人
就労移行支援	6人	7人	8人	8人
就労継続支援（A型）	74人	75人	76人	77人
就労継続支援（B型）	72人	73人	74人	75人
就労定着支援	2人	3人	4人	5人
療養介護	17人	17人	17人	18人
短期入所（福祉型）	11人	12人	13人	14人
短期入所（医療型）	2人	4人	4人	4人

●生活介護（デイサービス）等のサービス事業者を確保し、日中活動の場の充実を図ります。
●障がい者の就労支援の充実を図るため、就労支援事業について、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努め、自立した生活を支えることができるよう工賃の確保について留意します。

(3) 居住系サービス

利用者数（人/月）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	71人	71人	70人	69人
共同生活援助（グループホーム）	43人	44人	44人	44人
宿泊型自立訓練	1人	2人	2人	2人
自立生活援助	0人	1人	1人	1人

●地域での自立した生活を支援する施設としてグループホームの整備に対して支援し、住まいの場の確保に努めます。

(4) 相談支援

利用者数（人/月）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	82人	84人	86人	88人
地域移行支援	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	1人	2人	2人

● 砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上や地域の事業者等との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

(5) 障がい児支援

利用者数（人/月）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	36人	37人	38人	39人
医療型児童発達支援	3人	4人	4人	4人
放課後等デイサービス	71人	74人	76人	79人
保育所等訪問支援	6人	7人	8人	8人
居宅訪問型児童発達支援	0人	1人	1人	1人
障害児相談支援	40人	48人	55人	62人

● 集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、関係部署との連携を図ります。

配置人数（砺波圏域）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーター	10人	11人	12人	13人

5 その他の活動指標

(1) 発達障がい児に対する支援

区 分	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	3年度	4年度	5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	320件	320件	320件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	3年度	4年度	5年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数	1回	1回	1回

6 地域生活支援事業の実施

障がい者等が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた事業を実施します。

(1) 必須事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施の有無	○	○	○	○
相談支援事業	実施か所（砺波圏域）	5か所	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター	設置の有無	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業	年間の利用人数	1人	2人	2人	2人
意志疎通支援事業	年間延べ派遣件数	10件	24件	24件	24件
日常生活用具給付事業	年間件数	1,147件	1,222件	1,273件	1,324件
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了人数	0人	24人	24人	24人
移動支援事業	年間延べ利用時間数	308時間	650時間	700時間	750時間
地域活動支援センター事業	年間利用者数	100人	110人	115人	120人

(2) 任意事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	年間延べ利用回数	105回	108回	120回	132回
生活訓練等事業	年間延べ人数	200人	260人	265人	270人
日中一時支援事業	年間実利用者数	17人	18人	19人	20人
レクリエーション活動等支援事業	年間延べ人数	0人	150人	150人	150人
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	年間人数	1人	4人	4人	4人

令和3年3月 砺波市

編集・発行／砺波市福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号 TEL (0763) 33-1111 FAX (0763) 32-6186

URL <http://www.city.tonami.toyama.jp> E-mail shafuku@city.tonami.lg.jp

小矢部市障害福祉計画—第6期計画— (障害児福祉計画 第2期計画)

概要版

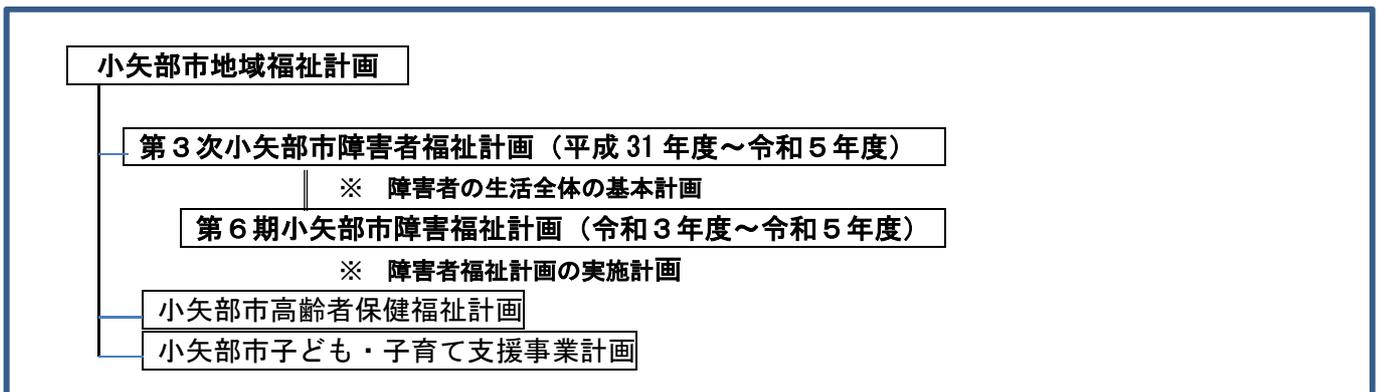
この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、平成30年度に改定した「第3次小矢部市障害者福祉計画」のうち、主に障害福祉サービスの確保に関する実施計画としての性格を有しています。3年毎に見直し、今回は第6期の計画となります。

1 計画の基本理念

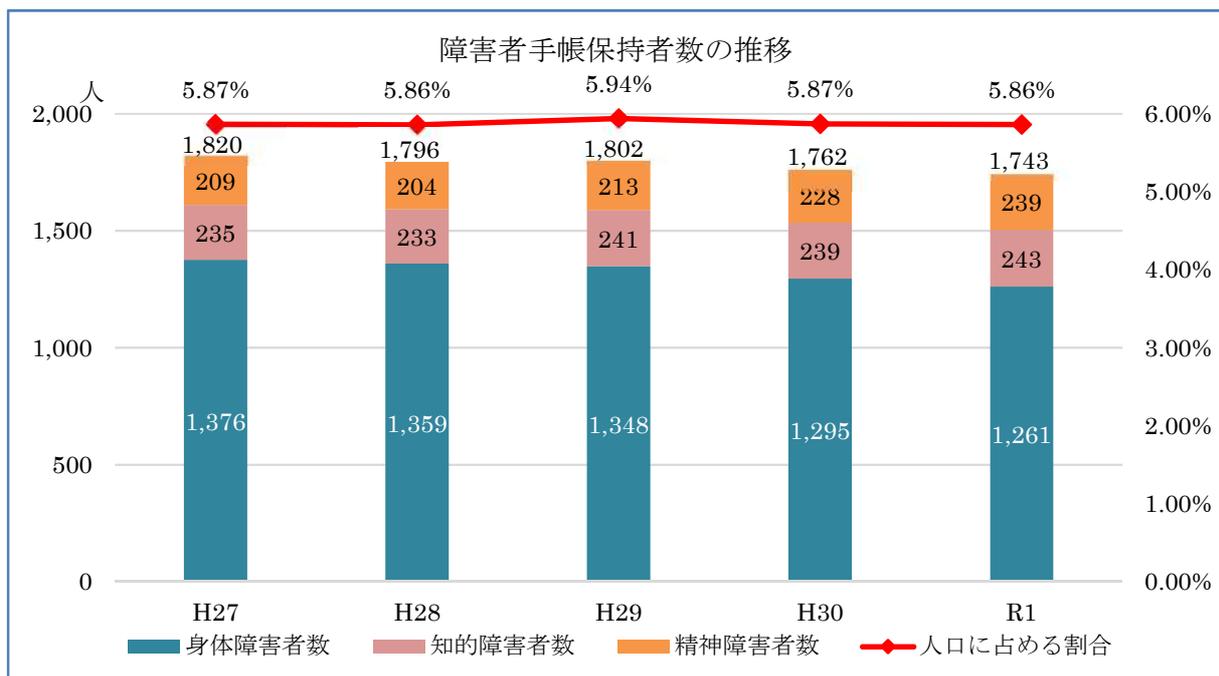
- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

2 計画期間

○計画期間 令和3年度～令和5年度の3年間



3 障害者の状況



資料：社会福祉課 各年4月1日現在

4 地域生活を支援するための整備基盤に関する成果目標

(1) 地域生活移行の推進

項 目	令和5年度目標
地域生活への移行	3人（令和元年度末の入所者数46人のうち、6%がグループホーム等へ移行）
施設入所者の減少見込数	2人（令和元年度末の入所者数から2人（1.6%）減少）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関（精神科）や事業所による努力だけでは限界があります。地域精神保健医療福祉の一体的な推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	令和5年度目標
障害者の地域での生活を支援する拠点等の確保及び充実	年1回以上運用状況の検証（砺波地域障害者自立支援協議会において協議）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	令和5年度目標
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9人（内訳は以下のとおり） 3人（就労移行支援事業 令和元年度実績の1.30倍以上） 4人（就労継続支援A型 令和元年度実績の1.26倍以上） 2人（就労移行支援B型 令和元年度実績の1.23倍以上）
就労定着支援事業利用人数	7人（就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した人のうち、就労定着支援事業を利用した人数）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	令和5年度目標
保育所等訪問支援の実施か所数	1か所（砺波圏域）
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数	1か所（令和5年度末までに砺波圏域に設置）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	令和5年度目標
相談支援体制の充実・強化等の確保	実施（「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」で実施）

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質を向上させるため、「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」が実施する各種研修会への参加などにより、障害福祉サービスの質を向上させるように取り組みます。

5 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

区 分	利用者数（人/月）			
	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護、同行援護、行動援護等	28	35	42	49

● 障害特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

利用者数 (人/月)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護 (デイサービス)	66	63	60	58
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	2	3	4	4
就労移行支援	2	3	3	3
就労継続支援 (A型)	37	41	46	51
就労継続支援 (B型)	70	73	76	79
就労定着支援	1	5	6	7
療養介護	9	9	9	9
短期入所	4	8	12	15

- 生活介護 (デイサービス) 等のサービス事業者を確保し、日中活動の場の充実を図ります。
- 障害者の就労支援の充実を図るため、就労支援事業について、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努め、自立した生活を支えることができるよう支援します。

(3) 居住系サービス

利用者数 (人/月)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	30	33	36	39
共同生活援助 (グループホーム)	41	41	40	39
自立生活援助	0	1	2	3

- 地域での自立した生活を支援する施設としてグループホームなど、住まいの場の確保に努めます。

(4) 相談支援

利用者数 (人/月)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	67	74	89	107
地域移行支援	0	1	2	3
地域定着支援	0	1	1	1
障害児相談支援	8	8	10	12

- 砺波地域障害者自立支援協議会を通じ、相談支援専門員の確保の方策、相談支援の質の向上や地域の事業者等との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

(5) 障害児支援

利用者数 (人/月)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	8	7	6	5
医療型児童発達支援	0	0	0	1
放課後等デイサービス	21	23	25	28
保育所等訪問支援	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1
コーディネーターの配置 (圏域)	10	11	12	13

- 集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、関係機関との連携を図ります。

(6) 新たな活動指標の見込量

①発達障害者に対する支援

利用者数 (人/月)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	—	0	0	1
ペアメンターの人数	—	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	—	0	0	1

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (砺波圏域)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回数)	—	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加数 (人数)	—	17	17	17
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 (回数)	—	1	1	1

③相談支援体制の充実・強化のための取組（砺波圏域）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な相談支援（体制の有無）	—	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	—	320	320	320
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	5	5	5

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	—	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(実施回数)	—	1	1	1

6 地域生活支援事業の実施

障害者等が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた事業を実施します。

(1) 必須事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施の有無	○	○	○	○
相談支援事業	実施か所数	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	年間の利用人数	1	2	2	2
意志疎通支援事業	年間延べ派遣件数	64	74	74	74
日常生活用具給付事業	年間件数	644	677	680	683
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員数	3	0	6	0
移動支援事業	利用人数	3	6	9	11
地域活動支援センター事業	年間利用者数	147	150	153	156

(2) 任意事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	年間実利用人数	166	384	480	576
訪問入浴サービス事業	年間延べ利用回数	50	84	126	126
巡回支援専門員整備	相談件数、指導件数	68,376	67,391	68,395	69,399
相談支援事業所等における退院支援体制確保	実施か所	1	1	1	1
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	年間人数	0	1	1	1
社会参加支援事業	参加人数	350	485	534	574

第6期南砺市障がい福祉計画 ～障害福祉サービスの目標値～

令和3年度～令和5年度

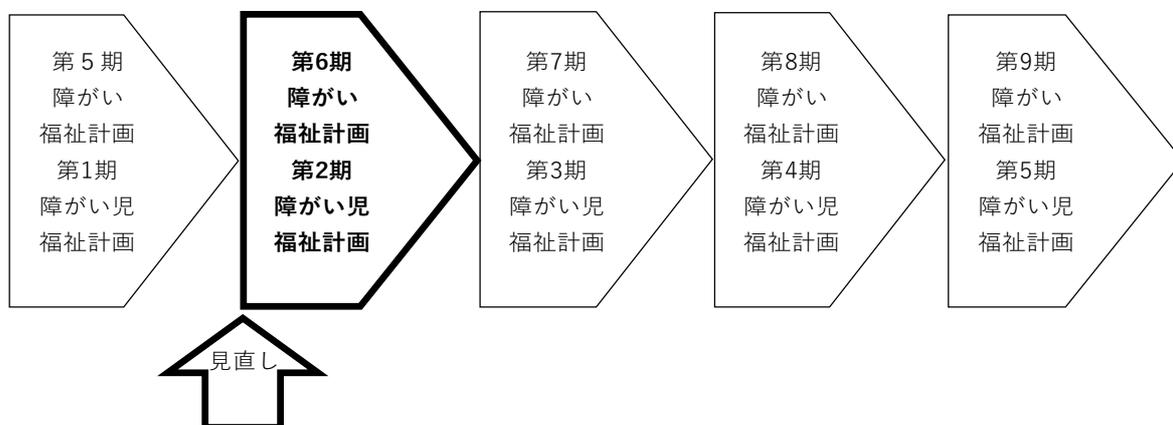
概要版

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、「第2期南砺市障がい者計画（平成29年度～令和3年度）」の基本施策に盛り込まれる生活支援の事項のうち、障害福祉サービスに関する実施計画的なものとして位置づけています。

1. 計画期間 令和3年度～令和5年度（3カ年計画）

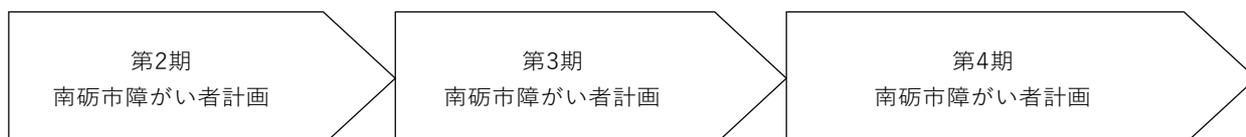
H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間（3年を1期）



H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

●障がい者計画の期間（令和9年度から5年→6年を1期に変更し、見直し時期を合わせる）



2. 障がい者（児）施策の課題

- 障がい者の自立支援及び社会参加の促進
- 障がい者の就労支援の強化
- 障がい者や介助者の高齢化への対応
- きめ細かなサービスの周知・提供
- 専門員による総合的な相談支援体制の強化
- 障がい児への支援体制の充実
- 障がいに対する理解促進及び差別解消に向けた取組み
- 障がい者に対する虐待の防止（新）
- 障がい者（児）を支える人材の育成及び支援体制の構築
- 緊急時・災害時等の支援体制の推進
- 感染拡大防止への対応（新）
- クラスタ発生時の支援体制の構築（新）

3. 障害福祉サービス等の目標の設定

南砺市の障がい者（児）のサービス利用等の実態について分析を行うとともに、アンケート調査でニーズを把握し、国の基本指針に基づき、障がい者（児）が安心して自立した暮らしができるように、令和5年度の成果目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
地域生活への移行者数	5人 (4.9%)	◇令和元年度末時点の福祉施設入所者 103人から自宅生活やグループホーム等へ移行した人数（移行率）
削減見込み	2人 (1.9%)	◇令和元年度末時点の福祉施設入所者 103人から令和5年度末での削減見込み数（削減率）
目標年度入所者数	101人	◇令和5年度末時点の利用者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

砺波地域障害者自立支援協議会に圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和2年度に設置し、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、厚生センター等関係者と連携していきます。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

砺波市・小矢部市・南砺市、既存の施設や事業所及び病院などが連携し、機能を分担して支援をする体制を、圏域で面的に整備しました。今後は、機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を行っていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	令和5年度の目標数値
福祉施設を退所し、一般就労した人の数	10人（令和元年度の1.3倍）
就労定着支援事業の利用者の割合	50.0%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70.0%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和5年度の目標数値
児童発達支援センターの設置箇所数	1箇所（砺波圏域で設置済み「わらび学園」）
保育所等訪問支援の実施箇所数	1箇所（砺波圏域で実施済み「わらび学園」）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数	1箇所（令和5年度末までに砺波圏域に設置）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数	1箇所（令和5年度末までに砺波圏域に設置）

⑥ 相談支援体制の充実・強化等 【新たな項目】

項目	目標
令和5年度末時点の体制の確保の有無 ※砺波圏域障害者基幹相談支援センターにて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施	有

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上 【新たな項目】

項目	目標
令和5年度末時点の体制の構築の有無 ※障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	有

4. 自立支援給付の見込量と確保策

(1)訪問系サービス		利用人数(人/月)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	53	53	53	

(2)日中活動系サービス		利用人数(人/月)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
生活介護	165	165	165	
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)	3	3	3	
就労移行支援	3	4	5	
就労継続支援(A型)	60	62	64	
就労継続支援(B型)	143	146	149	
就労定着支援	2	3	5	
療養介護	20	20	20	
短期入所(福祉型・医療型)	12	13	14	

(3)居住系サービス		利用人数(人/月)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
自立生活援助	0	1	1	
共同生活援助	67	70	73	
施設入所支援	103	102	101	

(4)相談支援		利用人数(人/月)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
計画相談支援	170	180	190	
地域移行支援	1	1	1	
地域定着支援	1	1	1	

(5)障がい児支援		利用人数(人/月)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
児童発達支援	17	18	19	
医療型児童発達支援	1	1	1	
放課後等デイサービス	26	27	28	
保育所等訪問支援	3	4	4	
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	
障害児相談支援	39	40	42	
コーディネーターの配置人数(圏域)	配置人数 11	配置人数 12	配置人数 13	

(6)発達障害者に対する支援		見込み		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講人数	6	6	6	
ペアレントメンターの人数	0	0	1	
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	1	

(7)相談支援体制の充実・強化のための取組		(圏域)		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
専門的な指導・助言件数	320	320	320	
人材育成の支援件数	10	10	10	
連携強化の取組の実施回数	5	5	5	

(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組		見込み		
	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	
各種研修の活用(参加人数)	2	2	2	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	

(1)訪問系サービスにおいて、障がい者の高齢化による介護保険制度への移行により利用者数の横ばいを見込んでいましたが、介護家族の高齢化及び家族機能の脆弱化などから計画値を超える利用者数、利用時間が見られました。同行援護利用者は増えていますが、引き続き社会参加活動の利便性を高めるため、行動援護の市内のサービス提供事業所の参入を促進します。

(2)日中活動を支援するサービスでは、特に就労移行支援事業所が砺波圏域内で減少していることが課題です。市内の事業所は定員が限られており、新規事業所の参入を促進します。また、介助者のレスパイトケアとして、短期入所の利用を勧めます。

(3)居住系サービスでは、今後、地域生活への移行を進めるにあたり、グループホームの利用者の増加が見込まれるため、その整備に努めます。自立生活援助は令和2年度時点で県内に事業所がないため、引き続き利用者ニーズの把握と新規事業所の参入に努めます。

(4)相談支援は、すべてのサービス利用者がサービス等利用計画作成の対象になり、定期的に相談を受けることにより、相談支援の提供体制の拡大を図ります。地域移行支援は入所施設又は精神科病院等から地域移行する人数、地域定着支援は単身で支援の必要な障がい者の人数を見込んでいます。障害者支援施設又は病院等と情報共有しながら、利用の促進に努めます。

(5)障がい児支援は、サービス利用の対象は原則として18歳までの方であるため、近年の少子化を鑑みると急激な増減はないものと見込んでいます。利用できる事業所が限られており、既存の事業所の規模拡大及び新規事業所の参入を促進します。医療的ケア児に対する支援のため、圏域の障害者相談事業所、訪問看護ステーションへの情報提供等を行うことにより、コーディネータ養成研修への参加を促します。

(6)発達障がい児に対する支援は、子どもの発達に関する相談の窓口である保健センター、こども課と連携し支援プログラムの実施等によるペアレントメンターの養成を目指します。

(7)相談支援体制の充実・強化のため、令和2年5月に開所した砺波圏域障害者基幹相談支援センターにて、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた体制の確保に努めます。

(8)障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を図るため、県・基幹相談支援センター等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加しスキルアップを図ります。障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を活用して、事業所とその結果を共有し、請求事務の適正化、効率化を図ります。

5. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、市内の地域特性及び利用者の状況に応じて柔軟に提供でき、実施主体は市となっています。障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町村が行う必須事業と市町村の判断により行う任意事業があります。

地域生活支援サービス見込量(1年当たりの見込量)

		単位	見込み		
			R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無
相談支援事業者数 上段: 砺波福祉圏域 下段: 南砺市		箇所	2	2	2
基幹相談支援センター (圏域)		箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1
手話通訳者利用者数		人	110	110	110
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件	10	10	10
	自立生活支援用具	件	10	10	10
	在宅療養等支援用具	件	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10
	排泄管理支援用具	件	1,250	1,300	1,350
	居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人	10	10	10
移動支援事業	個別支援	延人	110	110	110
	グループ支援	延人	25	30	35
	通勤通学支援	延人	1	1	1
	車両輸送(団体)	延人	250	320	350
地域活動支援センター事業 上段: 砺波福祉圏域 下段: 南砺市		箇所	3	3	3
その他任意事業	日中一時支援事業	人	30	35	35
	訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
	精神障害者退院支援事業	実施の有無	有	有	有
	スポーツ、レクリエーション活動支援	委託団体数	3	3	3
	声の広報等発行	実施の有無	有	無	有
	自動車免許取得費助成	利用人数	2	2	3
	自動車改造費助成	利用人数	2	2	3

南砺市地域包括医療ケア部 福祉課

〒932-0293 南砺市北川166番地1 地域包括支援センター内
TEL 0763-23-2009
FAX 0763-82-4657

令和3年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び
令和2年度調達実績の公表

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、砺波市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。

2 方針の適用範囲

この方針は、砺波市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用します。

3 物品等の調達目標及び調達実績

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額については、物品及び役務の合計で前年度実績からとなみチューリップフェア70周年に係る調達実績を除いた額の10%以上、上回るものとします。()内は、となみチューリップフェア70周年に係る調達実績

区分	内容	令和2年度			令和3年度
		目標額	実績額	達成率	目標額
物品	記念品、日用雑貨、木製品、菓子など	100千円	473,800円 (うち、410,000円)	473.8%	100千円
役務	文書の封入、宛名シール貼り、ガーゼ折り、縫製など	1,400千円	1,363,968円 (うち、0円)	97.4%	1,500千円
合計		1,500千円	1,837,768円 (うち、410,000円)	122.5%	1,600千円

4 調達の推進方法

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとします。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等により、速やかに公表します。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉市民部社会福祉課とします。

令和3年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び 令和2年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達実績について

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

2 方針の対象範囲

この調達方針は、本市の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 令和2年度調達実績

区分	内 容	目 標 額	実 績 額	達 成 率
物 品	食品（ケーキ、クッキー等）	550 千円	184,598 円	33.5%
役 務	冊子印刷、清掃等	650 千円	831,228 円	127.8%

4 令和3年度調達目標

令和3年度に、本市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、下記のとおりとする。（前年度の調達実績額の概ね10%以上）

区分	内 容	目 標 額
物 品	食品（ケーキ、クッキー等）	204 千円
役 務	冊子印刷、清掃等	915 千円

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等を通じて公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課とする。

令和3年度 南砺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達の対象とする障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な次の施設とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター

4 令和2年度実績

区分	令和2年度目標額	令和2年度実績額	達成率
物品	5千円	877千円	17,540.0%
役務	517千円	759千円	146.8%
計	522千円	1,636千円	313.4%

5 令和3年度目標

令和3年度に本市が達成すべき調達の目標値は、下記のとおりとする。

（前年度実績額の概ね10%以上）

区分	内容	目標額
物品	給食食材、計画書印刷製本等	965千円
役務	文書封入れ、シール貼り、物品包装、点字打刻、草刈り等	835千円
	計	1,800千円

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に市ホームページ等で公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、地域包括医療ケア部福祉課とする。